

本 部 企 画

〈シンポジウム〉

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現とソーシャルワーカーに期待される役割

厚生労働省 社会・援護局 社会福祉専門官 添 田 正 揮
文京学院大学 人間学部 人間福祉学科 准教授 中 島 修
川崎市健康福祉局総務部企画課 竹 田 幹 雄
通信教育科講師 佐 竹 要 平

添田 皆さんおはようございます。厚生労働省社会・援護局から参りました社会福祉専門官の添田と申します。よろしく願いいたします。今日は30分のお時間をいただいておりますので、今まに行われている、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部、その中でどのようなソーシャルワークに関する論点が出されているかということをお伝えできればと思っております。

今回、特にソーシャルワーカーに期待される役割というテーマですので、現場で活躍されている方もいらっしゃるし、今実際に学んでいる方もいらっしゃると思います。学んでいる方は、自分がどういう期待をされているのか、そして現場で今後どういうふうに通くため、活躍するため、利用者の方、地域住民に伝えるために、何を身に付けなければいけないのか、この辺を意識して、学生の方は聞いていただけるといいと思います。また、現場の方は、国がこういうふうに通考えているんだなと、ソーシャルワークへの期待というのが、まさに高まってきておりますので、今度はソーシャルワーカー自らが、どのような答えを出していくか、社会に対して伝えていくかということが求められるということになると思います。

一方で、国に対して今後こういうことをやってほしいとかいうことがあるかと思っておりますので、それはフロアからいろいろ質問であるとか、ご意見

を出していただければいいかなと思っております。

今日の発言は、厚生労働省としての発言、プラス専門官、ソーシャルワーカー、社会福祉士としての発言もあるかなと思いますので、仲間が発信しているという意識も持ってもらえるといいかなと思います。そういう意味で問題意識を共有して、未来志向で何をしてくか。ここもぜひ、共有していきたいと思っています。

まず、地域共生社会の実現に向けた国の動きを確認をしていきたいと思っております。2ページ目は国が各制度、分野ごとに発展をしてきたという、簡単にまとめたものです。下のほうにいくと、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置とありますけれども、横断的な、分野を横断するような政策がまさに今始まっているということになります。われわれや実践者、もしくは学部生の院生も含めて、学生も含めて、何を勉強していかなければならないのかなと、ここを意識してほしいと思っております。

3ページは「我が事・丸ごと」地域共生社会の構築に向けた取り組みです。まず生活保護制度の見直し、平成26年度から始まっておりますけれども、27年の9月では、新福祉ビジョンと略していわれていくものが始まりました。これは厚生労働省内で設置された研究会がベースになっております。ここから日本一億総活躍プラン、これ閣議

決定されているものですので、まさに政策としてやっていくということになっています。そして28年の7月、省内に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されまして、地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させたということになります。今の政策は、まさにこの地域共生社会の実現に向けたこの本部のワーキンググループ等を元に始まっているということになります。そして28年12月中間とりまとめが出されました。これもウェブサイトで確認できますので、ぜひ見ていただけるといいと思います。それで29年2月、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が提出されまして、今年国会で成立、可決されたということになります。そして29年2月、地域共生社会の実現に向けて、当面の改革工程というものが出されました。また後でパワーポイントの資料のほうで説明いたしますが、まさに社会福祉法の一部が改正されましたし、この「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現というのは、単なる理想ではなくて、政策法律に落とし込んだということになります。そういう意味で、単なるスローガンではないということをご理解いただきたいと思います。

4ページが「我が事・丸ごと」の現状と今後の取り組みです。こちらもそこまでの経緯は、一番上に押さえております。新福祉ビジョンから一億総活躍プランが出され、そこから法改正につながったということになります。

5ページが平成28年12月に出された、中間とりまとめです。新福祉ビジョンを踏まえて、一億総活躍が出されて、その後、地域力強化検討会が設置され、その検討会によるとりまとめということになります。この地域力強化検討会は現在も進められております。この検討会で行われた内容が、法改正にもつながりましたし、ソーシャルワーク専門職の在り方にも言及しておりますので、カリキュラムの検討等にも影響してくる部分になります。これが、現在、厚生労働省が本気で取り組んでいると理解していただけるといいと思います。特に、住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」

ということや市町村における包括的な相談支援体制、そして地域福祉計画、これも努力義務化されました。実際の役割等が明確に示されております。教育、実践も含めて、この地域力強化検討会の動きというのは、無視できないものだろうと思っております。

6ページのポンチ絵は、地域における住民主体の課題解決力強化、包括的な相談支援体制の構築ということになります。下の部分が市町村自治体レベルで、まず基盤になるような所で何をやるかということが書かれています。見ていただきますと、例えば、真ん中に自立相談支援機関、相談支援包括化推進員というのがありますが、このような人が協働の中核を担う機能を持つことを想定しています。その周りを見ていただくと、高齢関係、雇用、就労、多文化、司法、権利擁護、児童、医療、自殺対策、障害関係等、さまざまな分野が書かれており、まず自治体にこれらが連携協力する包括的な相談支援体制を自治体に作りましょうということになっています。

少し上を見ていただくと、今度は住民に身近な圏域、皆さんが住んでいる周辺でのネットワークということですので、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり、これも同時に展開していきたいということになっています。

重要なのは、住民に丸投げすればいいのかということでは決してありません。住民にできること、住民が気付くとか、気付いて自分ができることをちょっとでもアクションに移すとか、こういうことをしていただきながら、当然、住民の皆さんが感じたことを受け止める場、これを「丸ごと」という言い方をしています。地域には丸ごと受け止める場がなければいけませんよねということですので。ここで想定しているのが、例えば地区社協とか、社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点等です。当然、その中にはボランティアや社会福祉法人NPO等がありますので、地域に応じてその仕組みや構成メンバーは変わってくると思います。例えば、皆さんがお住まいの地域と社会資源が少なかつたり

隣の家が数百メートルも離れている地域を比べたとき、社会資源が限られている所であっても、当然こういう仕組みは作られなければならないと思っております。したがって地域特性、地域の実状を踏まえて、こういう仕組みを作っていくというのが、厚生労働省の今の考え方になっています。

ソーシャルワークの機能がここで求められています。中間まとめでもソーシャルワークの機能を発揮できる者は大事だというふうに述べておりますので、それが誰なのかというところが気になる場所ではないでしょうか。私たち、私も社会福祉士ですし、ソーシャルワーカーとしては、ぜひ社会福祉士もしくは精神保健福祉士もそうですけれども、ソーシャルワークを学んだ人が、その役割、中核を担う機能をぜひ発揮していただきたいと思っています。その力量をどこで身に付けるかは、養成校、養成機関でしようし、現業に従事している方であれば、実際自分が働いている場において、働きながらスキルを高めていくということが求められると思います。

7ページが、地域力強化を取り巻く様々な資源になります。見方としては、下が都道府県。順番に、どんどんエリアが小さくなっていくようなイメージになっています。これ見ていただくと、この社大もそうですけれども、卒業生とか、社会福祉士もしくは精神保健福祉士が、いろいろな所で活躍しているわけです。一人ひとり、何らかの組織や機関等に所属することにはなりますが、さまざまな機関にソーシャルワークを学んだ人がいることで、まさにこの地域包括ケアシステムが、実現していくということになると思います。このネットワークを築くという意味はまさにそこで、システムとして考えたときに、ソーシャルワーカーがちゃんとその資源を結び付けることができるか。ここに存在意義があるのでないでしょうか。

8ページが、「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取り組みの推進ということで、実際に今、予算化し、いくつかの自治体で取り組みを行っております。平成29年度ですが、市町村約100カ所程度で、今お話ししたような「我が事・

丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取り組みをモデル事業として実施しております。どういうことかということ、この市町村域で地域包括支援体制、包括的な相談支援体制をまずつくっている、もしくはつくろうとしているということです。そして、住民の身近な圏域でも、実際に社協だとか、いろんなNPOが協力して取り組んでいくということになります。どちらか一方が頑張ればいいという話ではありませんので、双方が住民の活動、専門家の包括支援体制、これが連動しているということがポイントになります。

9ページは一番新しい当面の行程、改革行程になります。新福祉ビジョンから始まり、今は、まさにこの地域共生社会の実現、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部、あとは地域力強化検討会、こちらをぜひ注目してください。

まず地域共生社会とは、制度分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や、地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて、丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域と共につくっていく社会としております。分野縦割りでは駄目だよねというのは、皆さん認識していると思います。ただ、それをどう実現に結び付けていくか、例えば、行政とか市町村であれば、大抵分野や課で分かれているわけです。そういうところにどう横串を指していくか。これが、行政としても課題になっているということです。

当然、中間まとめでも、行政そのものも横串、横分野、分野横断でやっていかなければならないという課題は出しておりますので、「皆さん、地域住民とか事業所にお願ひするだけではなくて、われわれもちゃんと苦勞しましょうね」ということは、言っております。また、我が事というのは、福祉でいうと、自分のこととして考えましょうねということなので、福祉を勉強している人にはスムーズに入ってくると思います。人ごとではないということです。このことは福祉教育という言葉で、しっかりと実践教育もされてきていると思

ます。

丸ごとというのは、分野横断的に、丸ごと受け止めましょうねと、考えていきましょうということです。全く関心のない住民に、関心を持ってもらうためには何をすればいいか。私自身のソーシャルワーカーとしての経験からみてもこれは非常に難しいと思います。現場の方も苦勞されていると思います。ここを、我が事として参画できるようにしていこうよというところを、本気でやっとうとしておりますので、地域のいろいろな実践を積み重ねていくということが、今後より大事になってくると思われまます。

次に見ていただくのは、この改革の骨格です。この地域共生社会の実現に向けて、四つの柱で進めていくということになりました。一つ目は、地域課題の解決力の強化を図っていくということです。これは法改正、社会福祉法の改正につながっています。二つ目は、地域を基盤とする包括的支援の強化、これも法改正にかかってくる部分がございます。三つ目は、地域丸ごとのつながりの強化です。四つ目として、専門人材の機能強化、最大活用というのがあります。実現に向けた行程で地域力強化、検討会がまさに進められ社会福祉法の改正にもつながっています。今後は生活保護法の見直し、生活困窮者自立支援制度の見直しも来年度控えておりますので、現在はそこに向けて動いているということになります。

皆さんも気になるのは、この専門人材の機能強化ではないでしょうか。社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士などがありますが、特に国としては大きい課題になっているのは、保育士とか、介護福祉士をどうしてかという点です。正直、社会福祉士は大きな課題にはなっていないといえます。介護に比べて、社会福祉士が不足していると聞いたことがありますでしょうか。何とかできているような印象が、皆さんあるのではないのでしょうか。介護に比べて需給関係がうまく把握できないというのものもあるかもしれません。介護の問題っていうのは、厚生労働省としても大きい、保育の問題も大きいですので、人材確保について

何とかしなければいけない。では、社会福祉士はどこで必要になるかということ、先ほど見ていただいた、地域力強化とか、地域包括支援体制を実現するにあたっては、ソーシャルワーク機能を持つ専門職が必要ということです。それは誰かとなった時に社会福祉士が最適だと思います。そこを発信していかなければならないのが、私たち社会福祉士の役割です。それは絶対にやっとうていかなければならないことです。

次に10ページですが、法改正の概要です。特に、地域共生社会に関係する部分は3番目です。地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等ということで、社会福祉法、介護保険法、障害者相互支援法、児童福祉法も一部改正になっています。今日そこを詳しく見ていただき、実際に「我が事・丸ごと」の理念が法律に位置付けられたということを実感していただきたいと思います。

こちらのスライドは、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、特に「我が事・丸ごと」の部分抽出したものです。一つ目が「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定しました。社会福祉法の第4条に規定しています。あとは、この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しました。

あとは地域福祉計画、これも努力義務化されたということになります。したがって、今まで以上に自治体での地域福祉計画の策定が進むことを期待しているところです。義務化すべきであるという議論は地域力強化検討会でもありましたが、今回は努力義務ということになりました。社会福祉士として、そこにどう関わっていくか。何を発信できているか。もし地域福祉計画の策定委員会等に委員として参画することができたのであれば、きっと変わるのではないのかなと、変わることを期待しています。

次に12ページからが社会福祉法の改正に関するものです。まず第4条の第2項が新設されました。第4条第2項です。地域住民等は、住民だけではなくて、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者

です。地域住民等は、地域福祉の推進にあたっては、福祉サービスを必要とする地域住民および、その世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労および教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各案の課題を把握し、と規定されています。課題を把握するということが住民等には期待はされているということです。何でもかんでも見つけようと思って、探偵みたいなことをしましょうということではなくて、まず身近な所で、隣に住んでいる方の問題や異変、一番は孤立死や孤独死であり、その段階にいかないようにするというのがとても大事だと考えています。専門家は常に隣にすることができるわけではありません。やはり住民のつながりだとか、住民の気付きなどに期待せざるを得ないのではないかとということです。把握し、という文言はそのような意味合いで書かれております。そこを我が事として、やってもらうことがまず大事なのではないか。そして、専門家、適切な機関、資源につなぐことができれば、サービスであるとか、問題解決の専門的な支援につながっていくということになります。そして、把握した上で、この関係機関との連携により解決を図るということです。しっかりと専門家はサポートしましょうということです。先ほど見ていただいたポンチ絵でいうと、下の包括的な相談支援体制等、丸ごと受け止める場、また社会福祉法第4条における住民の活動を受け止める場はきちんとなければならないし、専門家もしっかりとサポートする機能を果たさなければならないということになります。専門家がきちんと受け止めることができる仕組みを作り、問題解決につなげるためのネットワークも含めて、福祉だけにとらわれずに、働くことや住まい等にもきちんとつなげていく必要性を指摘しています。そこは分野横断的、分野業種横断的という言い方をしているところになります。したがって、例えば福祉を学んだ人たちが、地域にどん

ん出て行って、このような役割を果たすことができれば、地域も変わっていくのではないかなというふうに考えております。

13 ページは、社会福祉法の第5条、第6条、この福祉サービスの提供の原則、この中でも地域福祉の推進にかかる取り組みを行う、他の地域住民等との連携を図りということが位置付けられています。国も措置を講ずるよう努めなければならないというふうにも規定されておりますし、この地域子育て支援拠点事業等を経営する者としての責務としても、地域の課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援機関による支援の必要性を検討するよう努めると共に、必要があると認めるときは支援機関、経営機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならないとされています。つまり、連携、横展開していきましょうねということを言っています。これが丸ごと受け止める場というイメージとなりますが、「しっかりと受け止めてつなぐっていうことを、専門家、専門機関、事業所は果たしていただきます」ということになります。したがって、例えば、各自が所属している組織や機関があり、それぞれ職務を担っているため、それ以上の役割を課すことには限界があります。これは仕方がないことです。ただし、相談を受けた際、「うちはそれ違うよね、ちょっと分からない」ではなくて、聞いたことを受け止めて、適切な所へつなごうということ。ここが福祉の分野の中での縦割りを変え、意識の縦割りを捨て、縦割りを解除していかなければ実現は難しいと思います。

15 ページが包括的な支援対策の整備です。106 条は条全体を新しく作ったということになります。こちらが先ほど見ていただいたポンチ絵の中の括弧1、2、3と書いてありますが、皆さんのページでいうと6 ページです。例えば、1 番が我が事に変えていくような働き、括弧2番が丸ごと受け止める場、括弧3番が包括的な相談支援となります。これがそれぞれこのスライドの1、2、

3に対応しています。理念が法律に位置付けられたということになっています。ただし、法律に書かれたからやるということでは決してなくて、ソーシャルワーカーは。そうではありませんかね。法律にも位置付けられたので、より住んでいる場所とか、いい実践をしている人がいる地域だからたまたまうまくいくということではなく、日本各地あまねくこの仕組みを整えていく必要があるだろうということになります。そこでやはり、都市部と地方との違いや農村、漁村などそれぞれ社会資源が違いますので、そこをどうやって埋めていけるか。できていない所をできるようにするにはどうすればいいかを検討するのが次のステップになると思います。

16ページが地域福祉計画です。努力義務になったということですので、一方的にシンクタンクに任せるということではなく、きちんと地域住民やソーシャルワーカーも参画して、分野横断的な、これは分野横断的なというのはマスタープランとか総合計画に近いものがあるのかもしれないけれども、実現できるような仕組みをぜひ作っていく、これを行政計画にも位置付けていくということを皆さんも覚えておいていただきたいです。皆さんも、ぜひ参画できる機会があれば、参画していただきたいです。

ここで少し視点を変えます。17ページから23ページまで見ていきます。生活困窮者自立支援法、あとは生活保護法に係る見直しに向けて議論されています。その中でも、人材の重要性が指摘されています。社会福祉士を置こうとか、そういう具体的な固有名詞は出ておりませんが、生活困窮の問題、自立支援、就労、子どもの貧困、居住支援など様々な問題に対応していく、サービスがなければつくっていくというのは、やはり社会福祉士、精神保健福祉士も含めて、ソーシャルワーカーが勉強してきているのではないですか、では当事者である皆さんできますか、というボールが今私たちに投げられているということになります。

学生の皆さんは、実践する力を身に付けられて

いるかということをお問自答してほしいです。学べていないのであれば、学校の先生に言うべきだと思います。私も元教員だったので、自戒の念も込めてです。5年先、10年先変えようと思ったら、今動かないと正直変わらない。社会福祉士ができて29年、今年度に30回目の試験がありますが、30年しかまだないですね。今後5年、10年考えていくとすれば、やっぱり今動かないといけません。どう動いていくかというのは、やっぱり一緒に考えていきましょう。われわれ発信はしていますので、社会福祉士会といった職能団体も含めて、いろいろ今議論を一緒にやっています。一方的にやってくれということではなくて、つくっていくというスタンスですので、皆さんもぜひ協力していただければありがたいと思います。

次に、24ページを見てください。現在、社会保障審議会福祉部会の福祉人材確保専門委員会において10年ぶりに社会福祉士の在り方の検討が行われていまして、ここの議論がまさにソーシャルワークと社会福祉士を結び付ける作業を行っている重要な会だと考えています。ソーシャルワークへの期待は、さまざまな分野でなされています。法律でもそうだし、いろいろな審議会でもそうですし、児童、障害、スクールソーシャルワーク、あと司法の領域でも議論されています。ソーシャルワークは重要だと認識されているということをお皆さん覚えておいてください。学生の皆さんが勉強している内容は社会から求められているということです。働いている職場としても様々です。32ページですが色々な分野で活動しています。勤務先も多種多様です。このようにいろいろな分野、職種として活躍し、活用されている資格はないのでしょうか。一方で、35ページから59ページまでの調査結果、棒グラフですが、個別支援と地域支援という分け方をするとすれば、先ほど見た地域包括支援体制つくとか、社会資源をつくるかとなると、やっぱり知識技術が必要にもかかわらず、それを学び切れてないのではないかと、結果から出てきたということです。例えば36ページを見ていただくと、現在の取り組

み状況というのがあります。勤務先での職務があるためやらなければならないことが決められています。したがって、本当はできるけどやらない、やれないという人もいます。しかし大事なのは、力量という部分です。自身の力量、これをぜひ、今後教育の分野でも高めていく必要があるのではないかということです。「力量ありますよ。必要とされたらすぐできますよ」と言うのか、「いや、力量もないです、嫌です、地域アセスメントなんてできません」と言うのか。「できます、ちゃんと訓練を受けています」と言えるようなソーシャルワーカーになってほしいなということです。さて、アンケート調査見ていただくと、前提として個別支援は結構できている。ただ地域をどうするか、地域を解決する、地域の仕組みを作るというところは、やはり弱いので、今後教育上の課題になってくると認識しています。

次に、60 ページですが、ソーシャルワーカーの機能というのは、皆さんも勉強されていると思います。そのソーシャルワークの機能を実際に身に付ける、これは教育現場で身に付けてほしい、かつそれを実践できるというレベルまで引き上げてほしいというのが、厚生労働省としての願いになってくると思います。現在、「ソーシャルワーカー」イコール「社会福祉士」になり切っていない部分もあるのではないかと危惧しています。つまりソーシャルワーク的な要素は、保健師や保育士でも実践している方がいます。しかし、中核は、社会福祉士だというふうになってほしいです。先ほどポンチ絵で地域に包括的なシステムの実現にむけた実践を誰がやるか。やるというのは、システムなので、できる人がたまたまいたからやるのではなくて、今後ずっと継続的に、持続的な仕組みとしてできるかということが大事です。したがって、やはりそれを担保するのは、国家資格を持った社会福祉士、もしくは精神保健福祉士、ソーシャルワーカーではないかなというふうに思っています。だからスーパーマンが一人現れて、やってくれるのを待つのではなくて、国家資格である以上は、そのようなシステムの維持を担保するも

のでなければならぬのではないのでしょうか。そこがわれわれに期待されているところだと思っています。

では、時間がちょっと過ぎてしまいました。もし何か分からないことがあれば、質問等、出していただければと思います。これから中島先生と竹田さんの話を踏まえて、私もソーシャルワーカーにどういうことが求められているのかなということ踏まえて、皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

佐竹 添田専門官ありがとうございます。後ほどの質問の時間で補足で説明等いただければと思っております。続きまして、中島先生お願いします。

中島 皆さん、おはようございます。文京学院大学の中島でございます。私も社大の卒業生で、清瀬2期生です。1990年入学で、94年卒業で、そのまま大学院に行きまして2年間学んで、当時は現場に出たいと思っていたので、社会福祉協議会で働きました。

それでそのうち社大で働いていた高澤先生が、岩手県立大学をつくると。「社大のような大学をつくりたいので、来ないか」というふうに言われて、岩手に行きました。その後、実習講師として社大に戻ってきて、社大の先生もしたことあるんですけど、今、文京学院大学で働いてますが、前職は、厚生労働省の社会・援護局で、地域福祉専門官をしていました。地域福祉の推進を担当し、地域福祉計画や民生委員、ボランティア、東日本大震災、地域福祉のモデル事業などを担当していました。

私がここに呼ばれたというのは、卒業生だということもあるんだろうと思いますけれども、少し私の立ち位置を話をしてから、発言をしていきたいと思ひます。20分ぐらいですので、お付き合いいただければと思ひます。まず、共同募金の助成金で、コミュニティに強いソーシャルワーカー養成研修を企画し実施しています。厚生労働省の地域力強化検討会の座長をやっている日本福祉大

学原田正樹先生が委員長、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会委員をしている同志社大学の野上谷加代子先生が中心となって実施しています。ソーシャルワーク教育学校連盟が、日本社会福祉教育学校連盟と日本社会福祉士養成校協会と、日本精神保健福祉士養成協会と一緒にできてきた組織ですが、地域共生社会の創造に向けたコミュニティーソーシャルワーカー養成研修の基盤構築事業を立ち上げて、これからは地域共生社会を実現するためには、横断的なソーシャルワークができる人材が必要だということで、その研修をつくっています。私は、副委員長をさせていただいています。そういうこともあるんだろうと思います。

次に、社会福祉法人改革の中で、施設の職員の皆さんが非常に地域にどう関わっていくのかということに関心を持って、このCSWや、地域を基盤としたソーシャルワークを学ぼうとされています。もう一方では、ぜひ社会福祉協議会等の職員さんに、地域を担ってもらいたい、ソーシャルワークを担ってもらいたいということがあつたわけでございませう。

そんな立ち位置で、社会福祉法人の経営協会の専門委員もさせていただいていますので、そういったところから少し話もさせていただければと思います。では、今添田専門官が、私も厚労省にいましたので、なかなか突っ込んだ話はしにくいというのはあつたかと思つたんですけど、全体像を話していただきました。これらについて、どのように養成校として、それを見てののかというところで、話をさせていただきたいと思つた。

まずこの新福祉ビジョン、福祉提供ビジョンと言つたりしますが、これはいわゆる従来分野ごとで行われていたものを総合的に対応しなければいけないということになります。例えば普通に核家族で暮らしていた人が、お父さんが亡くなったということになれば、そこで母子家庭になるわけですね。今まで10万円のマンションに暮らしていたけど、母子家庭になったら10万円のマンションじゃ暮らせない、となれば、県営住宅

だとか、都営住宅の安い住宅に転居しないと行けない。誰かがこれ支援しなきゃいけないです。これだけ見ても、福祉と住宅の連携ということが出てくるわけですね。

あるいは、今障害者の就労支援ということをやつてますけれども、これも農福連携を活用したプログラムって考えれば、当然、農業と福祉がつながるってことになるわけですね。こういうふうな事例で考えていけば、今までもやつてきたじゃないかということになるんじゃないかなと思います。しかしそういうものを適切に結び付けていくことができるかどうかっていうことが求められているんだということだと思つた。

そこに、さまざまな制度の狭間の問題だとか、例えばダブルケアといわれるような問題だとか、つまり介護と子育てを一緒にするとか、こういうような複合的な課題っていうものをどうするか、やはり今施設の研修なんかに関わっていると、どうしても部分しか見えない方が多いかなという印象を持ちます。

そういう中で、複合的な課題や分野横断的な学びをどのように行つたかが今、養成校の立場としても課題で、そこを考えていく必要があります。新福祉提供ビジョンは、全世代、全対象型の地域包括支援体制をつくりましようと言つていただいたことは、これは非常に養成校としては、大きなインパクトがあつたわけですね。

今までは高齢者専門ですとか、障害者専門ですとか、児童専門ですといつてやつてきたわけですね。そういうことに詳しい、いわゆる法律を根拠として施設があつてというところでやつてきたわけですね。けれども、なかなかそれだけでは対応できないというような課題が現場でも向き合うようになってきた。

さらには、それをつなぐ職員が必要だということになってきたわけですね。そうすると、それは何なのかということも少し紐解いていきたいと思つた。一つが、新しい地域包括支援体制を担える人材が必要なんだというふうな、このビジョンは言つてます。もう一つは、ワンストップで分野

を問わず、相談支援を行うことができる人材が必要だと言ってます。もう一つは、複数の分野を総合的に提供できる人材が必要だと、こう言ってるわけです。それが包括的な体制だということになるのかと思います。

さらには、本人のニーズを起点とする新しい地域包括支援体制の構築だと言ってるわけです。これは何かというと、いわゆる制度に対応して今までやってきたんじゃないのかと言ってるわけです。「65歳以上の人は対象になるけど、64歳の人は対象になりません、ごめんなさい」。そこにアセスメントが全くないわけです。65歳か64歳かという、措置行政的なやり方なわけでございます。それが、「本人のニーズを起点にしてやってください。地域づくりもそうです」ということを言ったことは、非常に重たいわけです。

さらに、包括的な相談支援システムにはこういうものがが必要です。相談受付の包括化、それから、複合的な課題に対する適切なアセスメントと支援のコーディネート、ネットワークの強化と関係機関との調整に至る一貫したシステム、そして社会資源を積極的に開発していくと、これからも同じようにいわれてくるわけです。そこには、このシステムをつくるコーディネーターが必要だというふうなことが書かれたわけです。

それは単にコーディネートするだけではなくて、アセスメントをし、社会資源の開発まで、システムをつくっていく人材だということなんです。だから個別支援だけできる人材じゃ駄目だということなわけでございます。システムまでつくると。これは多分、先ほど添田専門官の説明では十分な時間がなくてできませんでしたが、ソーシャルワークのグローバル定義を見ても、大変幅広いわけです。

あらためてこの中で求められている人材って何かって言うと、こんなふう書かれています。要援護者やその世帯が抱える複合的な課題に対して、切れ目のない包括的な支援が一貫して行われるよう、支援内容のマネジメントを行うことと。

困難化した課題に対し、個別分野ごとに、異なる

ものがサービス提供することが、困難な場合もあるため、地域の実情において、分野横断的に福祉サービスを提供できることとってるわけですね。分野横断的に。そのためには、複合的な課題に適切なアセスメントをしないとイケないと。

そして、社会資源の活用をして、総合的なプランをつくることのできる人材。福祉サービスの提供の担い手としての、分野に関する専門性のみならず、福祉サービス全般、一定の基本的な知識、技能を有する人材が求められるんだと。これらを、厚労省の人が書いたわけでございます。それを受けて、われわれどうするのかというのをいろいろ考えてきたということになります。

日本一億総活躍プランにおいても、そこに人生は十人十色で、価値観はそれぞれだと。家庭、地域、職場で、あらゆる場で、誰もが活躍できるいわば全員参加型のものをつくりましょうと。そして、支え手側と受け手側に分かれるのではなくて、自分らしく活躍できる、そういう仕組みを作りましょう。こういうような考え方が、地域力強化の検討会のベースになってるんだらうと思います。

ここ、小さい字ですけども、具体的な取り組みの所に、こんなことが書いてあります。地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となって、小中学校区域の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを実施し、2020年から2025年をめどに全国展開を図る、その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図るって書いてあるんです。

つまり「社会福祉法人もこういうものにちゃんと関わってくださいね」とか、「やるんですよ」というふうに言っているわけです。非常にこの辺り、社会福祉法人は敏感に反応して、今、地域のこと、一生懸命勉強しようとしてるわけです。昔々、私が社大で勉強した頃ってというのは、地域のことは社協のやることで、コミュニティワークみたいな感じで勉強したわけですけど、もうそんな時代じゃないということです。

このようなことが説明、先ほど添田専門官から

話がありました。そして地域力を強化する内容もありましたが、これはもう先ほどの説明でよろしいかと思います。その中で、言われたことが、あらためて地域力強化検討会の中でも、制度横断的な知識を有し、アセスメントの力、支援計画の立案、評価、関係者の連携調整、社会資源開発ができるような包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべきとしました。われわれ養成校は、こういう人材を4年間で送り出せるか、そこが問われているわけです。よく昔、社大で議論しました。「富士山の登り方はいろいろとある」と「4年間で全部教えるのは無理だから、まず児童福祉で登ってもらおう」と、「まず、障害福祉で登ってもらおう」と、「それでだんだんと」みたいな話をしていただけですけども、どうやらそういうわけにもいかないという話でございます。

このような改正が行われましたということがありました。そういう中で、先ほど福祉人材確保専門委員会のお話もございましたが、今後ますます求められるソーシャルワーク機能と、これだけ言っているのは、本当ありがたいなと思います。このような中で、ここに、「ソーシャルワークにはさまざまな機能があり、地域共生社会の実現に資する包括的な相談支援体制の構築や、住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試み、体制づくりを推進するにあたっては、こうした機能の発揮がますます期待される」って書いてあります。つまり、「こういうソーシャルワークできますか」と、「こういう人材をわれわれ育てていかなきゃいけないです」っていうことなわけです。地域共生社会の実現を何かっていうと、制度が対象としない生活課題への対応や、複合的な課題を抱える「世帯」への対応と、非常に「世帯」、「世帯」って出てくるんです。今までは、介護保険も障害者の制度も、個人ですよ。要介護認定、障害支援区分もです。でも世帯丸ごと、そういうような視点で世帯全体を受け止めて、これが意外と大変なんです。ケアマネジャーは、高齢者のこと分かるけど、子どものことは見れない。相談支援専門員は、障害者の家族の所は見れるけど、高

齢者のほうは分かんないという。こういうのは事例検討やってると、本当に多いわけです。その世帯全体を見れるようにすることは、どうなのかと。それができるような人材を育てましようと言ってくれているんだと思いますが、これ一個一個説明まではできませんが、あるんだということになります。

これもさらに福祉人材確保専門委員会の3月の資料で、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる実践能力と。社会福祉士に求められるってというのは、社会福祉士の検討を今していただいているということになるわけですけども、こういうようなことが書かれているということになります。時間の関係ありますので、読んでいただくとして、少しその先に飛ばしていただくと、社会福祉法の改正のことがございます。これは一つ前の年の平成28年の3月に可決成立した、先ほど言いました、社会福祉法人改革でございます。これによって、地域公益活動は、社会福祉充実残額の有無にかかわらず、社会福祉法人の責務になりました。つまり「地域の課題に、社会福祉法人が関わってください」と、「責務ですよ」と、「営利法人との違いはなんですか」と、「そこちゃんと果たしてくださいね」っていうメッセージなんだと思います。そういうことを積極的にやりましょう。私は多くの都道府県に関わらせていただいていますけども、そういったことは真剣に今議論をし、職員の皆さんも研修をやっていただいています。これを受けて、養成校としてこれどう考えてくのかといったときに、ソーシャルワーク教育団体連絡協議会がこのビジョンの最終報告をまとめて、厚労省にも出しています。まずは、社会福祉士養成カリキュラムの見直しをしなきゃいけないということで、まず現行の社会福祉士養成制度を前提とすると、現行の養成の1200時間というのを増やすことはなかなか難しいので、講義科目の19科目の見直しをして、そしてジェネリックな視点を重視するということが大事だと思います。つまり、まさに総合的に見られる人が大事だと。まずこの視点を学びましょう。これは以前の

改正からかなり言われてきた視点だろうとも思います。続いて、ソーシャルワークの実践力を身に付けるといことで、さまざまな制度を学ぶ、私も福祉行財政と福祉計画を担当していますが、そういう制度を学ぶことは確かに入っているんですが、そういうことよりも、相談援助論、ソーシャルワーク論の比重を増やすべきであるとしています。併せて、人権社会福祉の価値や目的に関わる教育を重視すべきだというふうに言っています。つまり、制度がどんどん変わって行って、古くもなるので、その根本となるソーシャルワークをしっかり展開できるということが必要だと言っているわけです。一方、教育目標の明確化と講義科目演習ということで、講義と演習を関連させた、これはもう前回の改正でもやってることでございますけども、技術等習得できたか否かの授業の質的保証を大事にしてということ、それから多職種連携とケアに関する科目ということをしっかりやる。そのときに、さらには社会福祉士と精神保健福祉士が共通化できる部分があるんじゃないか、というようなことを言っているわけでございます。さらに踏み込んで、実習時間が、やはり他の専門職と比べて短いので、なかなか増やすことは難しいけれども、1200時間全体の時間数はそのままにして、180時間を90時間ぐらい増やしたらいいんじゃないかということ考えたということになります。つまり、今の専門実習180時間に加えて、1、2年次に見学に行ったりとか、そういうようなことの時間をしっかりと確保してやっていこうということになります。

こういったような内容を受けて、今コミュニティソーシャルワーカーの養成研修を、私も埼玉県等ずっとやってますし、大阪でもずっと養成をしていますし、幾多の所でもやってます。そういう知見を集めて、今検討しています。その報告書の中で、今どういう目的をしているかということ、その、下線を引いた所です。

日本社会福祉士養成校協会のときに、新福祉ビジョン等の国の動向や、今日的な福祉施策や支援ニーズの状況等を踏まえ、社会福祉士養成教育内

容の見直しに向けた検討を開始しましたが、地域における包括的な支援を担う社会福祉士と、福祉人材の実践力を強化するためには、養成段階で地域を基盤とした支援に関する知識や技術レベルを高めると共に、社会福祉協議会等の実践現場における支援の実際を学ぶ、包括的な総合実習や、国家資格取得後の研修機会の場を確保していく必要があると考えているとしています。このことが今後、包括的な福祉サービス提供、支援を実施できる人材を養成する上で、もう極めて重要であるというふうに言っています。

今後何をするかというと、支援サービスの養成研修を今つくっています。それと合わせて、その研修で行う養成テキストを作るということになっています。昨年実は、研究会をやったわけですが、例えば介護支援専門員や、主任介護支援専門員の中で、こういったコミュニティーソーシャルワークの科目が盛り込まれています。特に、主任ケアマネにおいては、更新研修等に入っているわけですが、そういう中身はどうなのかとか、生活困窮の中身はどうなのか、相談支援専門員の中でどれぐらい取り上げられているのかと。あるいは、児童分野ではどうなのかと。こういうことを、資料を集めて検討いたしました。もう一方では、今のCSWの全国研修の中身はどうなのか。カリキュラムはどうなのか。そういうことをやったということになります。これがそのメンバーになりますので、決して養成校だけではなくて、社会福祉士会や、精神保健福祉士会や、そういった現場の方々にも入っていただいて、あるいは社会福祉協議会の人たち等にも入っていただいて、議論をしているということになります。

これが今、地域福祉コーディネーターやコミュニティーソーシャルワーカーといわれるような人材の配置状況ということになります。専任で配置しているのは、10パーセント程度ということになりますから、先ほど添田専門官が出されたあの調査を昨日、一昨日香川で社協職員とあの資料と見ながらディスカッションをさせていただきましたけれども、やっぱり地域福祉担当は座談会とか

やるけど、日常生活自立支援事業とか権利擁護の担当は住民座談会はやらないと。あるいは社協の障害者の事業所の職員も、住民座談会はやらないという、そういうところの実力、実践力を高めなきゃいけないんじゃないかということはあるんだろうというふうに思います。

この研究会では、一つのグループがCSW研修を行っている団体のヒアリングをしました。もう一つのグループは資料を集め検討したという報告になります。後をご覧ください。どんなことが出てきたのかということがそこに書かれています。委員会での主な意見というところですが、実はジェネリックということで養成課程をやる中で、われわれの学んだ頃ってのは、ケースワーク、グループワーク、コミュニティワークというのが完全に分かれて組み立てられていたので、「私はケースワーク専門です」、「グループワーク専門です」とか、「コミュニティワーク専門です」となったので、それは止めましょうって言って、今のカリキュラムがあるわけですが、その中でグループワークっていうものが、残念ながら弱くなってしまったんじゃないか、グループワークの力っていうのは、地域で展開する意味でも非常に大事じゃないかという議論があったりとかございました。やはり地域アセスメントすることの大事さみたいな議論されたということになります。

その上で、最後になります、あらためて、終わりに載っているのは、報告書の所でまとめたものになりますけれども、これ上野谷先生が書いた文章だと思いますが、下線のやはり総合的な人材養成の取り組みは、実践現場へのメリットにとどまらず、実践現場で得られた知見を、学会で検証を行いながら、結果が養成教育にフィードバックされ、最終的には、専門職の専門性の向上につながることになるんだというふうに言っています。

今後こういうことをやり、テキストも作りますということが書いてあるということになります。実践現場、学会、養成機関、職能団体4者が連携協力し合いながら検討しなきゃいけないんだとい

うことが書かれているわけです。

その上であらためて、最後まとめをしたいと思いますが、地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる人材の養成が急務であるというふうに考えています。これはどこで働くとか関係ないということです。今、施設現場においても、地域で力を発揮するという能力が求められているということ、それは社会福祉法人改革にも象徴されるものだというふうに思います。地域包括ケアや生活困窮の取り組みをやる中で、まさに現場はそれを求められてきているということだろうと思います。二つ目は、制度ではなくニーズを起点にした複合的課題や、制度の狭間にも対応でき、家族全体を捉えることができる分野横断的に課題解決に取り組むことができる人材の育成ということになります。どこか部分だけっていうことではなくて、少なくとも全体を捉える視点は持っている。しかし自分は高齢者に強いから、障害や児童分野に強い人たちと一緒にチームを組んで、連携して取り組みを当たっていくというような視点を持てるかどうか。1人で全部解決できるスーパーマン養成なんて無理ですから、そのような連携する視点を持つ、しかし家族全体を捉えようという視点がないと、そもそも援助がそこまで届きませんから、そういうことが大事だということになります。三つ目は、ですから他分野、他領域と連携して協働してやっていく人材なんだということになります。四つ目は、現場での多職種連携の必要性から、ソーシャルワーカー養成教育においても、今、国が非常に議論していますが、他分野との基礎課程の共通化、共通科目の検討、これは海外でもIPとか、つまり看護とかそういう人とソーシャルワーカーが一緒の科目を勉強する、例えばこの近くだと埼玉県立大学なんかもそういうことをやっていますけれども、そういうことも社大なんかでももうやっておられるのかもしれませんが、どんどんもっとやることも大事だろうと。私の大学でも、多少、ほんのちょっとですけどやったりしております。続いて、地域を基盤としたソーシャルワークを学ぶ、地域実習の導入と実習時間数の

増加が重要ということになります。これは社大も地域実習をやってきたことがあります、最近はどうなんでしょうか。ちょっと弱くなってるんじゃないでしょうか。今、山口県立大学が大変素晴らしい地域実習をやっています。そういうようなことを県立の大学ならではの力を発揮して、現場の職員と地域と一緒にあって、面の実習をやっています。振り返りも含めて。そういうことをやったり、僕は社大はできると思うし、ぜひ卒業生としてはやっていただきたいなというふうに思っています。私の大学でも、少しずつ努力したいなと思っています。しかし、なかなか資源が、十分じゃございませんので、社大のようにはいきませんが、ぜひ必要があると養成校の立場としては思っています。そしてそのためには、まず今、今年度、東京、名古屋、京都で、各100人ぐらいを対象に、現場経験5年程度があるソーシャルワーカー向けに研修を行う予定です。既にもう予定は組んで、チラシも配ってあります。それを行う形で、まず現場職員にそういったことをやりながら、いずれは養成校のカリキュラムの中にこういったものを織り込んでいけないだろうかということを考えてることになります。

すみません、少し時間がオーバーしましたが、養成校の立場ということで、発言をさせていただきました。どうもありがとうございました。

佐竹 中島先生、ありがとうございます。最後に現場の立場からということで、竹田さん、よろしくお願いします。

竹田 皆さんこんにちは。川崎市の健康福祉局企画課、竹田と申します。社大の学部を2000年に卒業して、そのまま大学院も2年行きて、それから川崎市にずっと勤めています。

普段は行政職員なので、制度の説明をするという立場がほとんどですが、今日は添田専門官がきっちりその部分はしていただいたので、今日は、卒業生の立場として、そして、私は同窓会の副会長でもあるのですが、同窓生の立場から、さらに

は現場の職員として、先に説明いただいたことを実現させるためにはどういった課題があるのか、もしくは、「そうは言っても現場こうなっている」ということを、少しお伝えできればと思っております。

まず、私が今までどういう仕事をしてきたかということをお話しさせていただくと、一番初めは、障害児施設の指導員をしておりまして、3交代の職場で、障害のある子どもたちと一緒に生活をしていました。その後、本庁で障害福祉の政策を企画したり、厚労省に2年ほど派遣されてから、総務局で行財政改革の仕事を4年ほどしました。今は、福祉分野全体の政策の調整を担当しておりまして、役所らしいといえば役所らしい経験をしてきているのですが、なかなか福祉の現場一筋というわけにはいかず、いろんな仕事をしてきて、今に至っています。

それでは、本題に入らせていただきます。先ほど添田専門官からも、なぜ「我が事・丸ごと」が始まったのか、ということが議論されているのかという話がありましたが、私なりに、この議論がどういうところからスタートしているのかということをお簡単にまとめてみました。

今、少子高齢化が進む中で、高齢化に伴って社会保障費がどんどん増えてきている一方で、社会保障を支える担い手がどんどん少なくなっています。これは、お金の面だけではなく、要介護高齢者が増えたりですとか、核家族化が進んだりして、福祉サービスを必要としている人が増えていくという状況でありながら、それを支えるだけのマンパワーを確保することが難しくなっているという側面もあります。こうした福祉ニーズの増加を受け止める力というのが、日本の中でどんどん小さくなってきているのだらうと思います。

ただ、これが日本全国おしなべてそういう状況になっているかという、必ずしもそうではなくて、地域ごとに、どんどん差が出てきていると思っています。川崎市では、私が就職したときは、人口が128万ぐらいでしたが、最近150万人を突破しました。この間15年で、25万人近く増えてい

ます。一方で、とある四国の村では、村議会を存続させることが難しいというようなどころが出てきたりするなど、過疎化がどんどん進んでいる自治体もあります。このように、いろんな地域の状況があって、さらにその差が拡大しています。川崎市のような大都市はどんどん拡大しているのですが、地方ではどんどん縮小してきているという局面に入ってきているといった状況です。

また、高齢化が進んで、40パーセント、50パーセントになっていく自治体が、これから数多く出てくるのではないかと思います。高齢化が進んでいくということは、それに伴って要介護高齢者が増えてくるのですが、それだけではなくて、障害者の数も増えているという実態もあります。

それから、ニーズの多様化ということも起こっていて、家族の形がいろいろな形になってきていますが、単身世帯ですとか、高齢者だけで住んでいる世帯が増えてきていて、伝統的な家族を前提とすることができなくなってきました。

そういったことが相まって、今まで高齢は高齢、児童は児童ということで、いろんなサービスメニューを揃えてきましたが、要介護高齢者が5人、保育所に通っている子どもが3人というような地域になりますと、そのために一つずつ施設をつくるということは難しいということになってきます。そうなってくると、ここは丸ごと一緒にやった方がいいのではないかという議論は、必然的に出てくるのだらうと思っています。

ただ、都市部では、今でも子育て世代がどんどん集まってきていて、女性の社会進出も相まって、待機児童が増えてきているという状況があったりですとか、医療の技術が進展する中で、医療的なケアを必要とする子どもが増えてきています。また、障害者の方も、普通に60歳、70歳ぐらいまで生きようになっていて、高齢になった障害者という課題が出てきています。

そうしたことを丸ごとやっていくとなると、少し受け止め方が違うのではないかと思いますし、いろんな支援の中に混ぜて本当にできるかどうかということを冷静に考える必要があるのだらうと思

います。「我が事・丸ごと」地域共生社会の理念については、添田専門官から説明をいただき、中島先生から対応できる人材育成が必要だという話がありましたが、それができるのであれば、その方がいいと私も思うものの、本当に大丈夫かというところもあるのではないのでしょうか。

ポイントとしては、分野別のサービス種類を統合できないかというような議論ですとか、分野別の専門職や資格をもう少し共通化できないかという話になっていますが、統合ありきでいいのかという部分もあると思います。それから、もう一つのポイントとして、地域の問題を皆さんで共有していただく、地域の皆さんで解決できることは解決していくといった取り組みも合わせてやっていく必要があるということが投げ掛けられています。地域の皆さんにあらゆることを担っていただくというのは現実的ではありませんので、何をどこまで担っていただくのかということを考えなければなりません。

また、行政としては、こうした理想的なかたちができるまで問題の解決を待ってほしいというわけにはいきません。行政にはいろいろな職員がいますし、民間の社会福祉法人やNPO法人でも、たくさんの方が現場で働いていらっしゃいます。そうした方々が、何ができて何ができないのかということをもう少しリアルに捉えないと、実際の現場にこの課題が落ちてきません。理想とするこういうかたちをつくりたいといった話ではなくて、実現するにはどういう課題があり、それをどのように解決していくのかということを実践的に捉える必要があると思います。

このように考えたときの課題は、たくさんありますが、まとめて3点挙げさせていただきます。

一つ目は、専門性の課題です。冒頭でも触れましたが、高齢者の課題、障害者の課題、児童の課題、それぞれに専門性が必要であったからこそ、いろいろな制度ができてきて、それぞれに発展してきたという現実もあるわけです。そうした部分を、どこまで本当に共通化できるのか、共有化できるのかというところは、理想としてはその通り

だと思いますが、現実を見ながら考えてく必要があると思っています。

例えば、障害者の問題一つとっても、自閉症の方に対する支援を、どこまで皆さんに共有してもらえるのかということは、少し現場を知っていらっしゃる方であれば、率直に感じられるのではないかと思います。そういう現実をいろんな人たちに知ってもらうことは大切ですが、それをどこまで実際の支援につなげていけるのか。

また、児童の問題ですと、例えば虐待に対する介入を、本当にみんなで頑張ればできるようになるのか。専門的な知識をきちんと集積しないとできないのではないかと、きちんと考える必要があるのではないのでしょうか。

それから、行動障害の問題ですとか反社会的な行為を伴う精神障害といった問題も、普通に地域の中にニーズとして存在しています。そうしたニーズも含めて、どこまで包括的な支援ができるのかということも考える必要があると思います。

次に、課題の二つ目、地域住民の実態ということです。いろいろな地域がありますから、地域によって住民の意識は違うと思いますが、川崎市の例でいいますと、地域福祉実態調査というものを数年ごとに実施しておりまして、平成22年から28年にかけて、地域活動やボランティア活動に参加しない理由として、人と接するのが苦手であるとか、そうした活動はしたくない、そのような活動は行政や事業所がすればよいといった回答が、少しずつ多くなってきています。また、市民が取り組むべきこととして、住民同士の助け合いや住民意識の向上を進めていくべきだと思っている人、ボランティア活動や地域活動をする人を増やすことが大事だと思っている人が、実は減ってきているのです。

そういった住民意識の実態がある中で、どれだけ地域の人を巻き込んでいけるのかということを考えていかなければならない。理想として、やるべきだということはいくぶん分かるのです。ただ、これをどうやって実際の社会に落としていくかということになると、理想論だけで解決できる問題で

はありません。だから諦めるということではなく、それでは、こういう実情を踏まえてどうするかということ、もう少し現実的に考えていかなければならないのではないかと、と思っています。

それから、課題の三つ目、制度の狭間への対応です。これは、「我が事・丸ごと」の考え方が出てきている大きな理由の一つですが、今、私たちが見えている問題として、高齢者の医療や介護の問題などはよく見えると思うのですが、潜在化しやすい虐待や暴力という問題は、家庭の中でずっと潜在化していて、あるとき突然顕在化します。地域の人が問題だと気づいたけれども、本人はそんなことを問題ではないと思っている場合もありますし、引きこもってしまうと、外の世界から見えなくなってしまうということも起こってきます。そうした人に対する支援を、どのようにしていくのか。こうした課題を、本当に拾い上げていけるのか。早期に介入していれば、こんなことにはならなかったということは往々にしてあるのですが、それがなかなかできないという現実があります。

また、地域が受け入れにくい性質の問題ということも考えなければなりません。例えば、犯罪を起こしてしまった人に対する支援というのは、支援が必要だと言うのは簡単なのですが、住民感情として、本当にその人を支援することを受け容れられるのかということは、現実問題としてあると思うのです。多額の借金を抱えている人ですとか、望まない妊娠をした人、そういった方々は、本当に支援を必要としています。しかし、それは自分の責任ではないのかと思う方が、地域の中にはいらっしゃると思います。そうはいっても支援しなければならぬ。その狭間をどのように捉えていくか、実際の支援につなげていくかということ、きちんと考えていかなければならぬだろうと思っています。

こうした問題があるということ踏まえて、地域全体をどのようにつくっていくかということが現場に問われているわけです。児童のことも障害者のことも高齢者のことも、医療や住まいのこと

も、すべて対応する必要はあると思いますし、本当はそうしたいと思っていますが、そうは言っても、私自身もそうですが、限界も一部あるということは認めざるを得ない現実です。そこはある程度受け容れざるを得ないのではないかと思うのですが、その一方で、本当にその地域が全てのメニューを必要としているのかということ、よく見てみる必要があると思います。本当は要らないような支援を組み立てるのは、お互いに無用な負荷がかかってしまいます。高齢者がいない地域に高齢者の施策を展開しても仕方ありませんので、まずは自分の地域の中にどのようなニーズがあるのかをよく見て、そのニーズに対応できるシステムをつくる必要があります。したがって、それぞれの地域によって必要なニーズもあるべきシステムも違ってきますので、それぞれの地域ごとに、包括的な支援の形をつくっていかねばならないだろうと思います。

その上で、足りないものは、やはりつくっていかねばなりませんし、どうしても自分の地域だけで解決できない高度なもの、例えば、医療が足りないといっても、病院を簡単につくることはできませんので、他の地域と一緒にやりましょうといった連携をしていかねばなりません。このように、包括的な支援といっても、段階的に考えていかねば、現実的な体制というのはできていかないだろうと思います。

それから、地域との対話、公と民の役割分担という視点も必要です。私は公の立場なので、一応ということで公と民間との役割分担とさせていただきましたが、本当は単純なものではなく、いろいろな意味が含まれています。

まず、大括りで公と民の役割分担を捉えると、全てのニーズに対して行政サービス、公的なサービスで対応するということは、あまりよくないことだと思っています。地域の住民が、それは行政でやればいいという考えをもちすぎるのはよくないですし、地域の人々の生活というのは、行政と自分との関係だけで成り立っているわけではありませんので、地域の中での生活する1人としての

支援をしていくということも必要です。そういう意味では、地域による支援が一定の役割を果たすべきだというふうに思っているのですが、一方で、そういったインフォーマルな資源に過度に依存するということが、適切ではありません。専門的な支援を地域住民の方にやっていただくというのは、一定の限界がありますので、そのあたりの見極めをしていく必要があるでしょう。

その上で、どこまで公的なサービスを提供するので、そこから先は地域でやっていきたいと思います。このあたりを、地域の中で、住民と行政がよくよく話し合う必要があります。その結果、地域で担えない部分で、現在の取り組みでは対応できないものがあるならば、行政で新たな対応策を講じていくという選択肢を、行政側はきちんともたねばなりませんし、また、地域はここまで頑張ろうということになるのであれば、地域も自分たちで頑張らなければいけない。全体としてそうした流れができるような施策を展開していく必要があるのですが、微妙なバランスを取りながらやっていく仕事になるということで、いわば地域マネジメントという視点でやっていかねばならないと思っています。

この微妙な調整を、誰がどのように行っているのかということが、この「我が事・丸ごと」の最終的な課題になっていくのではないかと思うのですが、そこが、われわれ社会福祉の専門職の大きな役割であり、期待されているところではないのかと思っています。

実は、新たな福祉ビジョンをよく読んでみると、結構刺激的なことが書いてありまして、「すべての分野に精通した特別な存在である必要はない」といったことや、「何よりもフットワーク軽く行動する力が求められる」といった意識で書かれているようなのです。目の前に見えているニーズですとか、みんなが確かにその通りだと合意できるような話であれば、そのような考えでも構わないかもしれませんが、本当にそれだけでいいのかと

いうことを、よく考えなければなりません。特に、潜在化しているニーズ、少数のニーズ、解決困難なニーズを見抜いて解決に導く力、それを実践していく力というのが、社会福祉の専門職に改めて問われているように思います。

例えば、神奈川県内の問題でいうと、津久井やまゆり園で事件がありました。同じ場所にもう一度、新しい施設を同じ定員のままつくるべきかどうかということで、大激論をしています。利用者のご家族の方は、今までそうやって暮らしてきたのだから、当然元通りにして、今までのように暮らせるようにすべきだということをおっしゃっています。そうではない立場の方、特に専門家の皆さんや当事者を支援していらっしゃる方は、今はそのような時代ではない、地域で暮らす時代であるということで、山奥に大規模施設をもう一度つくることに反対されている。

これは、両方の意見が分かるわけです。ご家族からしてみれば、自分の子どもが地域で暮らすことになったとして、本当に地域になじめるのか、もし地域でなじめなかったときにどこで引き取ってくれるのか、家に帰ってくる話をされても困るという話も分かります。ただ、私も入所施設の職員をやっていましたが、本当に入所施設が幸せな生活の場なのかと言われると、正直に言えば、それは違うと思います。私が今、入所施設で生活をしなさいと言われても、おそらく無理だと思います。今はそこまでではないかもしれませんが、決められた日課をしなければならぬ、食べたいものを自分で選べない、出かけたときに出かけられない、買いたい物があっても買いに行けない、本当にそんな生活でいいのかということは、率直に思うわけです。

こういった問題を、どのようにバランスを取っていくかということをよくよく考えないといけないのですが、そういう問題が地域にあるということを知り、それを何とか解決に導いていくために実践をしていく力、それが社会福祉の専門職に求められているといるのだと思います。そう考えると、社会との関係の中でどういったニーズが

生じているのかを見極めて、それを受け止めるだけの価値観や倫理観といったものを築き上げていくことが、やはり専門職にとって重要になってきます。そして、自分一人だけでも実践するというのも大事ではありますが、その人がいなくなったら支援がなくなってしまいますので、その実践を社会による支援につなげていく、社会全体として課題解決に向かっていくところまでもっていくことで、専門職の存在が認められていくのだらうと思います。

以上、現場からの問題提起としてお話をさせていただきました。簡単に結論が出る話ではないですし、今すぐ結果を出せる話でもないのですが、日々、私が現場で考えていることです。こうした話を職場の中で議論しようとしても、理解してもらおうのが難しいという現実もありますが、こういうことを忘れずに、日々実践を重ねていくということから専門性が積み上がっていくのだと思っています。ちょっととりとめのない話でしたが、現場の立場からお話をさせていただきました。

佐竹 皆さんから質問用紙で質問を頂きました。時間が限られています。できる限りシンポジストの方に答えて頂きたいと思います。

中島 コミュニティソーシャルワーカーのことについてご質問をいただきました。まず、研究事業、昨年度やってきたものですが、その都道府県選んだっていうのは、やはりそこが例えば大阪ですとか、名古屋ですとか、そういった所が先進的に養成研修やってきた所、注目すべき内容の所を選んだということになります。

それからコミュニティソーシャルワーカーや、地域福祉コーディネーターの配置状況は、前年よりどうなったのでしょうかということなんですけれども、なかなかこの実績については、先ほど私の資料で付けている、全社協の調査っていうのが一つになります。

実は全国的な数字はなかなかなくて、私が地域福祉専門官時代に野村総研と一緒に全国調査を

やったんですけれども、つまり定義がまだ明確じゃないので、なかなか取れてないということになります。ですから、都道府県ごとにどれくらい増えているかっていうことしかなか言えないと思いますが、現在急激に増えてると思います。大阪については、全ての市町村に配置されてるんですけども、というようなことしか、現在としては言えないかなと思います。つまり、地域福祉コーディネーターが何人とかっていうような統計的な資料は、残念ながらないということになります。

それから人件費についてのことでですけども、行政から財源をもらう必要があると思いますが、どうしたらいいのかということだと思いますけども、今一番進んでいるのは、介護保険の生活支援コーディネーターの予算。それから、生活困窮者自立支援法の自立相談支援機関の相談員の予算、これ按分することができること、按分っていうのは、私が1人だとすると、半分が介護保険、半分が困窮予算ですよ。仕事はちゃんと分けてやってますよってことを記録するってことです。

そういうことができるっていうふうに、厚労省もQ&Aに書いてくれていて、例えば文京区の社協とかそういうので、昨年も5人、正職員採用とかいう形でやっています。こういうことがいわゆるエビデンスとして、しっかり成果が認められて文京区では行政が認めて職員配置してますから、今ここ数年も、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーの採用は急激に伸びているということがいえるかと思います。私からは以上です。

竹田 では、私にいただいた質問ですが、公的なサービスとインフォーマルなサービスとは、具体的にどのようなものなのかとのことです。

公的なサービスというのは、例えば生活保護ですとか、障害福祉サービス、介護保険サービスなど、法律に基づいて提供されるようなサービスのことをいいます。

そして、インフォーマルサービスには、これをサービスと見るのは分かりにくいのですが、家族が介護をしているというケースもありますし、地

域のサロンみたいな所で、地域の住民の方が内輪でやっているミニデイサービスみたいなものもあります。あるいは、NPOが自主的に配食サービスをしていたりですとか、そうした制度的なもの以外のサービスのことをいいます。

ただ、最近は、インフォーマルサービスを提供している方々が介護保険制度に乗ったりしてきていて、境目が微妙になっているところもあります。必ずしも公的な制度ということだけではなくて、行政がいろんな補助金を用意しているので、それを使ってサービスを提供しているものもあります。そうなってくると、区別することが難しい場合があるのですが、いずれにしても公的な仕組みの中で動いているものと地域が自主的にやっているものをうまく組み合わせていくのが、あるべき方向性ではないかと思っています。

もう一つ質問をいただいております、住民と地域の関係をどのようにつくっていけばいいのか、何かコツはありますかとのことです。

川崎市でも、地域の皆さんといろいろな会議をしているのですが、どういうことが起こっているかといいますと、地域の課題を出し合ってみましょうということでも話し合うと、大体は行政に対する要望が変わっていき、どうして行政はやらないのかという話にどんどん流れていくのです。ただ単に、自分が困っていること、周りが困っていることを出し合って、皆さんでどうするか話し合おうとやってしまうと、行政が何とかしなさいということになっていって、会議の中身が変わってきてしまいます。

そうならないように、まずはどうやって座持ちをするかということが大事でして、地域にどういう課題があるのかということ行政がきちんと捉えた上で、この課題をどうやって解決するかということを話し合いますよということを、最初にきちんと決めておいた方がいいと思います。そうでないと、ああいうふうにすべきだ、こういうふうにすべきだという話がいろいろ出てきて、收拾がつかなくなってしまいます。やっぱりこれは何とかしなければならぬとみんなが思えるような

課題で、この課題を解決するために、あなたは何を
をするのか、行政は何をすべきなのかというよう
に話し合うことができる話を一つ一つ設定してい
く。その積み重ねで信頼関係ができていけば、総
論的な話もできるようになると思うのですが、い
きなり大上段に地域のあるべき姿とはどういうも
のでしょうかといった話をしても、ちょっと難し
いのかなということを感じています。

添田 ご質問いただきましてありがとうございます。まず地域格差、予算等の関係ございますけども、今行われているモデル事業等をより全国的に波及していくということであれば、今回の取り組みが成功もしくは、何らかの効果が出たときに行動の予算化が、枠が広がっていくということはあるのかなと思います。ただ、まだまだ財政的に北海道であるとか、地域格差に対して対応できていないのかなというのは、私個人としても課題として残っているのではないかと思います。

あとはソーシャルワークへの信頼度というところ、社会福祉士への信頼度ということですが、国としてもエビデンス、実際に社会福祉士がどういう問題に対して、どういう実践をする、結果、こういう結果が出た。そこをしっかりと丁寧に発信していかなければいけないかなと思います。そこがあって初めて、社会福祉士はこういう問題に対応できたんだな、じゃあシステムの中に位置付ける必要があるんじゃないかということになっていくと思いますので、信頼度を高めていくのは、われわれソーシャルワーカー自身でなければいけないし、発信もソーシャルワーカーでなければできないので、国家資格だから国がやるというレベルはもう超えているわけです。

ここは国もそうだし、われわれ、皆さんもそうだし、協力してやっていかなくちゃいけない。ただ、当事者である社会福祉士が発信する段階にきているということになると思います。社会福祉士が充足しているわけじゃないというところは、個人がやはり問題意識を持っていただくことが大事かなということがあるかなと思います。

中島 では関連したところで、ソーシャルワーカーを社会福祉士に全面的に信頼を置くことはできないというふうに質問されていて、現状の課題のポイントを教えてくださいというように話を話されているんですけども、今エビデンスという話がありましたが、先ほど文京区の社協の例を出したんですけども、日本地域福祉学会で、生活支援コーディネーターとしての業務分析をされて、こういうことを実績としてちゃんと行っているということ、これは対行政に示すために、全部数値化をして、そして明確に見える化してるんですね。

こういうことをやることによって、いわゆる正職員として採用された職員がどういう成果を出したのか、ソーシャルワーカーとしてどういう仕事をやったのかっていうことが見える化されるということは、一つ重要なものだろうというふうに思います。

私はソーシャルワークを、社会福祉士、全面的に信頼することはできないということについては、ちょっと私は異論を、考え方を違うふうに出します。例えば埼玉県では、埼玉県社会福祉士会が、アスポーツ事業という中で、住居の提供がなかなか確保が難しい方々に対して、ずっと社会福祉士会としてソーシャルワークを丁寧にやってきたという実績もお持ちですし、私はそういった可能性を持っているというふうに思っています。

課題という点でいうと、先ほど少し申し上げましたけれども、多くの方々が分野ごとに仕事をされてきた。根拠法に基づいてですね。ですので、なかなか横断的な思考をまだ持ちにくい方がおられるということがあると思います。

ただ先ほど言いましたように、障害者の就労支援の経験の中で、例えばいろんな所とつながって、経験を持っておられるところを上げれば、それが広がっていくと思いますし、そういったことの厚労省が今求めているような横断的視点を持つ可能性は、私は十分にあると思いますし、福祉人材の中だけでは対応できないんじゃない

いでしょかっていうふうにこの方はご質問されているんですけども、私はちょっと違う立場で今ベースにしている学んできたこと、実践してきたことにプラスして、いろんな所と新たな課題っていうことを学んで、そことつながっていく視点、多職種連携等の視点も学んでいけばいいんじゃないかなと思ってます。

違う方は、そういう個人スキルの問題について、学校教育の過程の改革をする必要があるんじゃないかということについては、それはソ教連全体でもそういう認識を持っていて、教育の中身を変えていけないだろうかというふうに言ったのは、先ほどお話をさせていただいたとおりでございます。あといかがでしょうか。

添田 まさに今が理想と現実と直面しているかなと。社会福祉専門官として、今、人材専門委員会の社会福祉士在り方検討会を私まとめていますけれども、ソーシャルワークをここで現在、今回使うことができたっていうのは、一つ理想に近づいたところがあると思いますね。社会福祉士とソーシャルワークを近づけた、これがまず一つ。

一方で、ソーシャルワーカー、イコール、社会福祉士とはある意味なっていない、なり切れていないので、そこは理想と現実のギャップを大いに感じているところです。ソーシャルワークが重要であるという認識が高まっている一方で、そこを社会福祉士とすぐに結び付かない、結び付けることの根拠を示すことができないという歯がゆさを、正直感じています。

例えば私個人が発信したとしても、意味は全く持たないですね。社会福祉士会であるとか、日本ソーシャルワーカー協会、ソ教連もそうですけども、オーソライズされた公的的な機関がしっかりとエビデンスを示すことができない限り、発信の根拠にならないというところが、正直感じています。

例えば、どんな有名な研究者が言ったとしても、「その人、誰。その人だけが言ってるんでしょ」となってしまうので、そこは会として、団体とし

て発信する意味、もしくは意義があるのではないかなというふうに感じています。そこはまさに理想と現実と直面していくところなので、今すぐに結果出せないとしたら、5年後、10年後先をちゃんと考えて、しっかりとした基盤を示すということが大事なのではないかなと。ここはもう、1人では乗り越えられないので、みんなで力を合わせてやっていくしかないかなと思っています。

佐竹 シンポジストの方、本当にありがとうございました。ただまだ、いろいろ質問ありますが、大変時間が限られてしまっております。ここでまとめていきたいと思います。

「我が事・丸ごと」地域共生社会っていうのが現在動きます。それに対し、養成する側もどう対応するのかというところで、いろいろな議論が起きています。実際動いている部分と、これからもっと詰めなきゃいけない部分ということになっているかと思います。

今回のシンポジウム、私の想定だと、在学生が多いのかなと思っていましたが、比較的卒業生なり、地域の方というのが、大変熱心にご参加いただきました。学生の方は、これから社会福祉士の実習をして、ソーシャルワーカーを目指します。今、時代の大きな変化の真っ只中です。そのとき、自分自身、ソーシャルワーカーとして何を求められているのかということを考えていかなければなりません。今回のシンポジウムの考えるきっかけになればと思います。

私は、その考えるきっかけは、中島先生だったり、竹田さんの話しの中に出てきた『実践力』ということだと思いました。今までは、各分野ごとに行われたソーシャルワーカー実践が、横断的、プラス丸ごと抱えて実践し、そして解決していく力を身に付けなければなりません。添田専門官の説明にもあったように、今はその流れであると話していただいたかと思います。

これから皆さんがソーシャルワーカーを目指すときに、その実践力を身に付けるため、どういうことを自分自身しなきゃならないか。そして、養

成する側の大学としては、その実践力を身に付けさせるために、何をしなきゃいけないのか、大学と学生が議論し合って、そして教育を作り上げてくることが、社大の伝統だと思います。

大学側から与えられた教育だけを、学生が受けるのではなく、学生もやはり先生たちと議論をして、教育を作っていくということがすごく大切だと思います。学内学会というのは、その意義の一つであると思います。

大学教員であったり、在学生、卒業生、そして地域住民の方が、大学に集い、そこで議論をし合っ

て、新しいソーシャルワークの形をつくっていくというようなきっかけのシンポジウムにできればと思います、今回企画させていただきました。

短い時間だったと思いますが、「我が事・丸ごと」地域共生社会の構築というのは、これからも議論進んでいます。養成する側のカリキュラムの問題もどのように進めるかという課題も議論が進むこととなります。今後も、引き続き課題として出てくるかと思っています。今回、ご出席頂いたシンポジストの皆さんには本当に感謝しております。

社大福祉フォーラム2017
**「我が事・丸ごと」地域共生社会実現と
ソーシャルワーカーに期待される役割**

6月25日（日）日本社会事業大学



社会・援護局

社会福祉専門官 添田 正揮

地域共生社会の実現に向けた国の動向と今後の方向性

各制度の変遷

平成28年10月4日第1回地域力強化検討会資料

	高齢者福祉施策	障害者福祉施策	子ども子育て施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
2007					社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律
2008			新待機児童ゼロ作戦		これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書
2010			子ども・子育てビジョン		安心生活創造推進事業
2012	改正介護保険法施行 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの推進 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設 総合事業の創設 		子ども・子育て関連三法 <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 認定こども園制度の改善 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点など） 		報告書
2013		障害者総合支援法施行 <ul style="list-style-type: none"> 難病患者等への対象拡大 重度訪問介護の対象拡大 共同生活介護の共同生活援助への一元化 地域移行支援の対象拡大 地域生活支援事業の追加 		生活保護法改正 <ul style="list-style-type: none"> 就労による自立の促進 不正・不適正受給対策の強化 医療扶助の適正化 	生活困窮者自立支援法制定 <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定
2014	医療介護総合確保推進法 <ul style="list-style-type: none"> 【介護保険法の改正】 在宅医療・介護連携の推進 生活支援サービスの充実・強化 予防給付を地域支援事業に移行 新しい総合事業の創設 等 			施行	施行
2015	施行		施行	施行	社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献
新たな福祉の提供ビジョン					
2016		障害者総合支援法改正 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ	母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化		
ニッポン一億総活躍プラン					
「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置					

「我が事・丸ごと」地域共生社会構築に向けた取り組み

生活保護制度の見直し(平成26年7月等)

生活困窮者自立支援法の施行(平成27年4月)

平成27年9月 「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 -新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン-」公表 → 多機関協働モデル事業

平成28年6月

ニッポン一億総活躍プラン → 「地域共生社会の実現」を提唱

平成28年7月 省内に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置

→地域共生社会の実現に向けた検討を加速化

平成28年12月

「地域力強化検討委員会中間とりまとめ」を公表 → 我が事・丸ごと地域づくり推進事業

平成29年2月

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案を提出

平成29年2月

「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」を公表

「我が事・丸ごと」の地域づくりについて

1. 現状、経緯等

- 一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。
 - ・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月17日)
 - 包括的な相談支援システムの構築、高齢・障害・児童への総合的な支援の提供といった新しい地域包括支援体制の確立を目指す
 - ・「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)
 - 子供・高齢者・障害者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現
- 平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」を10月から開催。12月26日に中間とりまとめを公表した。

2. 今後の取組

- 中間とりまとめを踏まえ、本通常国会に提出を予定している「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」において、社会福祉法を改正し、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりを市町村の役割として位置づけるとともに、地域福祉計画を福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づける。
- 平成29年度予算案において、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みることができる体制を構築する取組及び複合化した世帯の課題に対応する包括的な相談支援体制整備に、先駆的に取り組むための事業費として20億円を確保し、100自治体程度で実施する予定。

「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」の中間とりまとめ(2016年12月)の概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
- ・地域の存続の危機
- ・一人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
 - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
 - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
 - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしとしごとを「丸ごと」支える**
- 地域の持つ**力と公的な支援体制**が協働して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○ 他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○ 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」

受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気にならなくても声をあげることができないままにせざるを得ない
- ・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における包括的な相談支援体制

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○ 協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
- ※ 平成28年度に26自治体で実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に亘っている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○ 地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○ 地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分かれない(一億プラン)

○ 守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

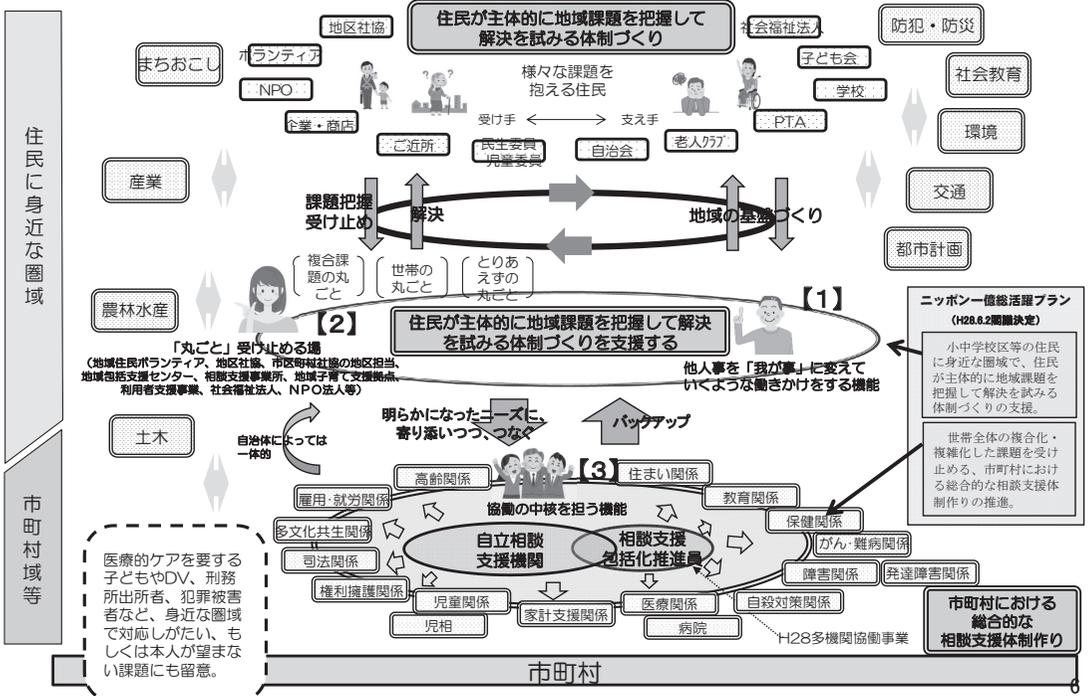
4. 自治体等の役割

- 自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

- どのような形で作るかは、自治体により様々な方法
- 分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

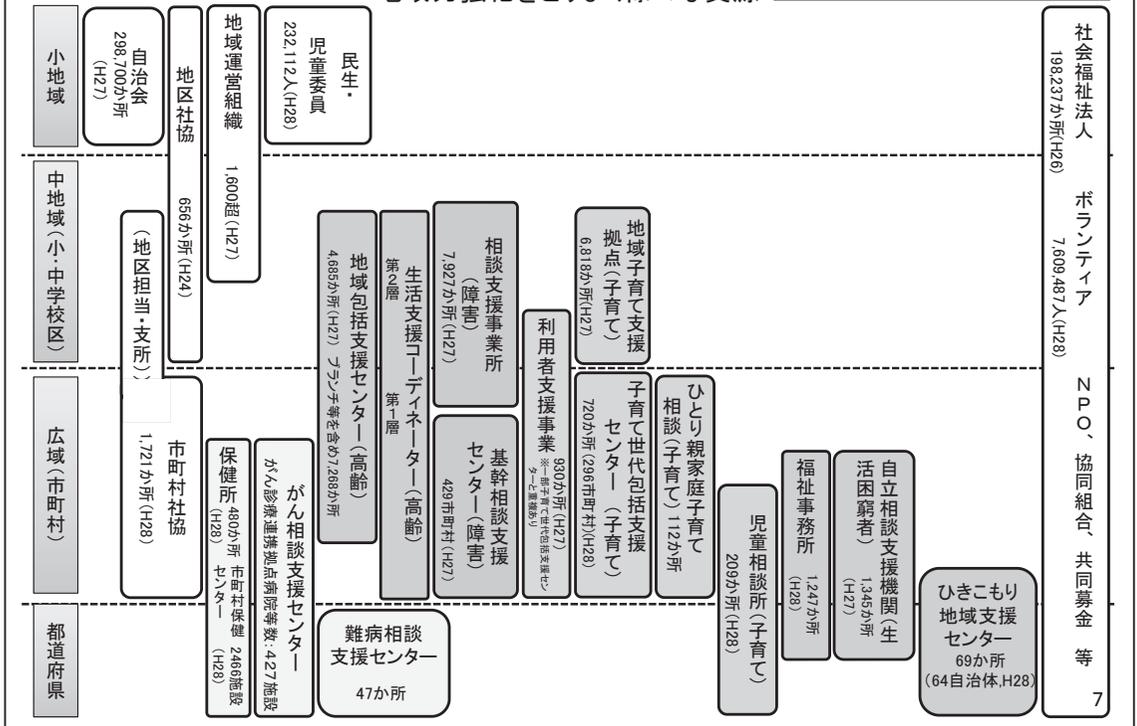
地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

「地域力強化検討会」の中間とりまとめ(2016年12月)の概要



地域力強化をとりまく様々な資源

平成28年10月4日第1回地域力強化検討会資料



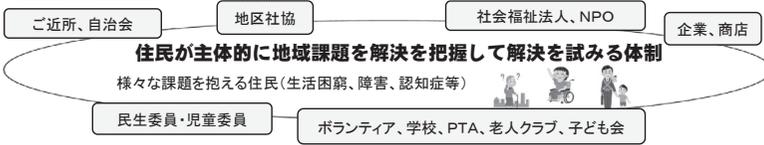
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

平成29年5月11日生活困窮者自立支援及び生活保護部会(第1回)資料

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4) (平成29年度～ 新規)

平成29年度予算(案) 2.0億円
実施主体:市町村(100か所程度)

住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援するための事業。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を解決を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場(※)

※ 地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.8.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

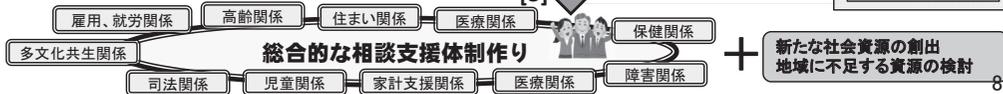
複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談支援体制を構築する事業。

平成28年度～

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。



「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年:介護保険法・社会福祉法等の改正
◆市町村による包括的支援体制の制度化
◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年:
◆介護・障害報酬改定:共生型サービスの評価など
◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降:
更なる制度見直し
2020年代初頭:
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

(その他)

- ・ 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
- ・ 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)

2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

(その他)

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し(障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)

5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)

・ 各医療保険者が納付する介護納付金(40~64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする。

※ 平成30年4月1日施行。(Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行)

10

地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様な複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(※)
- (※) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

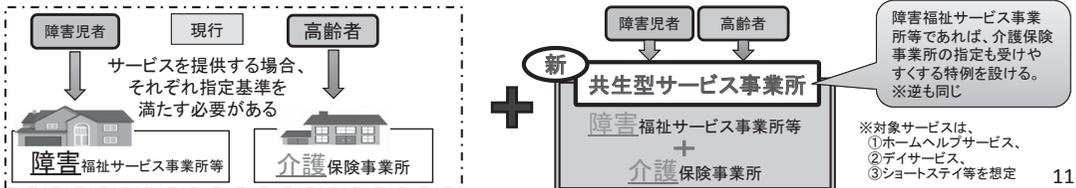
3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に**新たに共生型サービスを位置付ける。**(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



11

社会福祉法改正案（第4条）

（地域福祉の推進）※第2項を新設

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

12

社会福祉法改正案（第5条、第6条）

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

13

社会福祉法改正案（第106条の2）

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）※条全体を新設

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

14

社会福祉法改正案（第106条の3）

（包括的な支援体制の整備）※条全体を創設

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

15

社会福祉法改正案（第107条）

（市町村地域福祉計画）

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※都道府県地域福祉支援計画についても基本的に同様。

16

生活困窮者自立支援法及び生活保護法に係る
検討経過と今後の検討の枠組

生活困窮者自立支援及び生活保護
部会（第1回）(H29.5.11) 資料

	～平成29年4月	平成29年5月～12月	平成30年
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（平成28年10月～平成29年3月）	<p>社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会</p> <p>※平成30年通常国会への生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正法案の提出を含め検討 （主な検討事項）</p> <p>生活困窮者自立支援法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援のあり方 ○ 就労支援のあり方 ○ 家計相談支援のあり方 ○ 子どもの貧困への対応 ○ 一時生活支援のあり方 ○ 居住支援のあり方 ○ 高齢者に対する支援のあり方 ○ 制度理念、自治体等の役割 等 <p>生活保護法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労支援のあり方 ○ 子どもの貧困への対応 ○ 健康管理のあり方、医療扶助の更なる適正化 ○ 無料低額宿泊所等の規制、単独で自立した生活が困難な者に対する生活支援の検討 等 	改正法案提出
生活保護法	<p>テーマごとの検討</p> <p>生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会（平成28年7月～平成29年4月）</p> <p>生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会（平成28年10月～平成29年4月）</p>		
	国と地方の協議（平成29年2月～）		
生活保護基準の改定	基準部会（平成28年5月～）	（28年度は検証方法の検討）	生活保護基準に関する検証 →

17

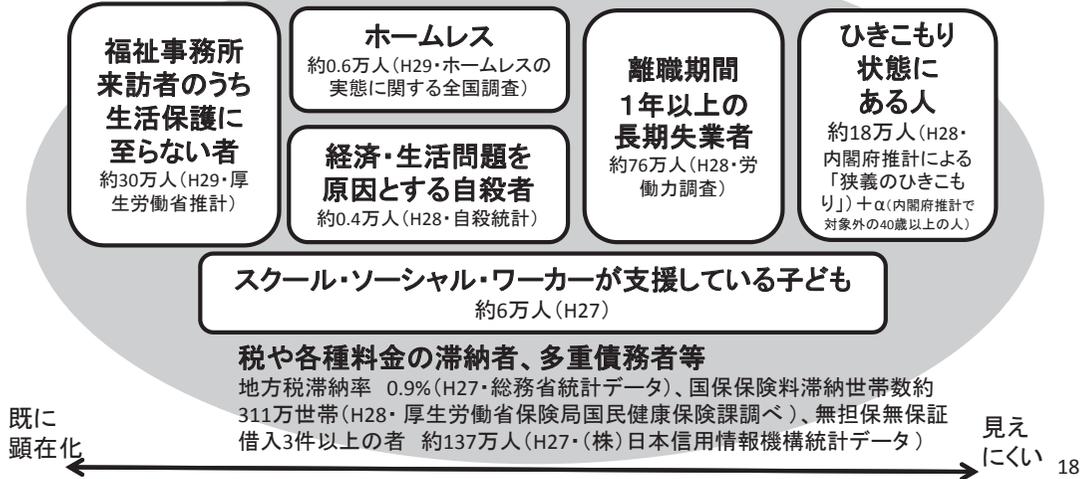
生活困窮者自立支援法の主な対象者

生活困窮者自立支援及び生活保護
部会(第1回)(H29.5.11) 資料

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

<主な対象者のイメージ>

※それぞれは重複もある



成年後見制度利用促進委員会意見(平成29年1月13日)のポイント

内閣府
作成資料

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙1参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙2参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
 - ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
 - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
 - ・利用促進(マッチング)機能
 - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
 - ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

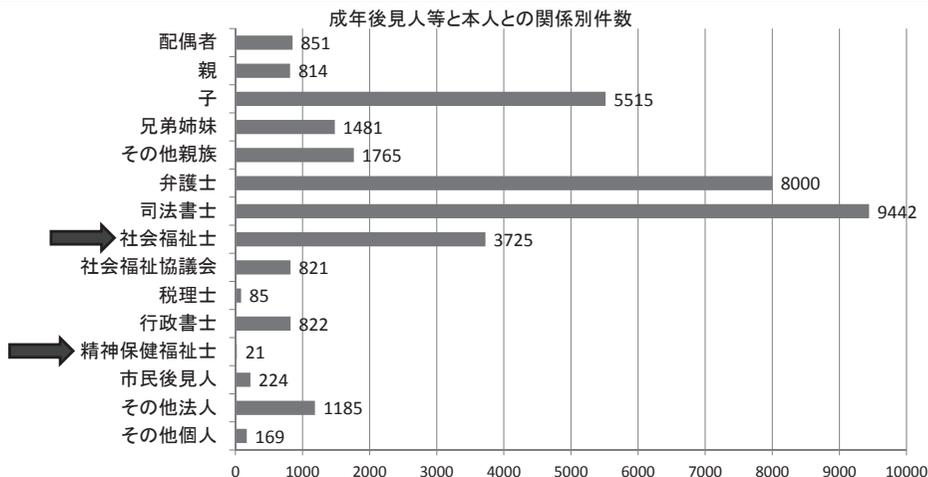
- ・後見制度支援信託に並立・代替するような新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

出典: 成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項についての成年後見制度利用促進委員会の意見について(平成29年1月13日)より

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係を見ると、配偶者、親子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約29.9%（前年は約35.0%）となっている。
- 親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約70.1%（前年は約65.0%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。その内訳は、社会福祉士が3,725件（前年は3,380件）で、対前年比で約10.2%の増加となっている。



【出典】最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 -平成27年1月～12月-」

22

「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書（平成29年4月6日）」～抄～

新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会

5. ビジョンの方向性と具体的方策

(2) 地域を支えるプライマリ・ケアの構築

① 略

② 地域包括ケアの基盤を支える人材養成と連携・統合

医療・介護の多様なニーズに柔軟に応える体制を構築するため、医療・介護従事者がその意欲と能力に応じて、複数の職種にまたがる業務を機動的かつ円滑に実施することができれば、地域の人的資源が最大限有効活用され、医療・介護従事者の柔軟なキャリア選択も可能となる上、患者・住民と価値を共有しながら、その複合的な課題に包括的に対応できることとなる。

このため、「保健医療2035」（「保健医療2035」策定懇談会平成27年6月）や「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程表）」（「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部平成29年2月）に掲げられた、医療・介護・福祉の資格取得に必要な基礎教育課程の一部共通化が進められるべきである。

その際、医療・介護・福祉全体を見渡し、地域包括ケアを担う人材として、看護師やリハビリテーション職などのコメディカル職から介護福祉士や社会福祉士などの介護・福祉職まで、幅広い職種間の基礎教育内容の共通化や単位互換を目指して検討が進められるべきである。また、その検討は、対人支援を行う専門資格に共通して求められる能力・教育内容を国レベルで明確化し、地域における検証を経て、共通基礎課程を導入するプロセスとすることで、地域の実践において必要とされる能力と整合的なものとすべきである。

6. 提言の実現に向けて

本報告書の提言内容については、単なる将来の青写真に止めてはならない。社会的・経済的・技術的変化の速度の速さを踏まえれば、今後5～10年程度を基本軸として、すぐに着手できるものは直ちに具体化を進め、さらなる議論が必要なものは順次実現に移すこととすべきである。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000161081.pdf>

23

国における社会福祉士のあり方に関する検討 ～社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会～

24

社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

【法律または政令の定めにより設置された審議会等】

社会保障審議会、厚生科学審議会、労働政策審議会、医道審議会、薬事・食品衛生審議会、中央最低賃金審議会、労働保険審査会、中央社会保険医療協議会、社会保険審査会、独立行政法人評価委員会、疾病・障害認定審査会、援護審査会、がん対策推進協議会、肝炎対策推進協議会、国立研究開発法人審議会、過労死等防止対策推進協議会、アレルギー疾患対策推進協議会

【参考】社会保障審議会（厚生労働省設置法）

第6条 本省に、次の審議会等を置く。

第7条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会保障に関する重要事項を調査審議すること。

二 人口問題に関する重要事項を調査審議すること。

三 厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

四 医療法、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、社会福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、介護保険法、介護保険法施行法、健康保険法、船員保険法、健康保険法等の一部を改正する法律、厚生年金保険法、国民年金法、日本年金機構法及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

福祉部会

生活保護制度の在り方に関する専門委員会

福祉人材確保専門委員会

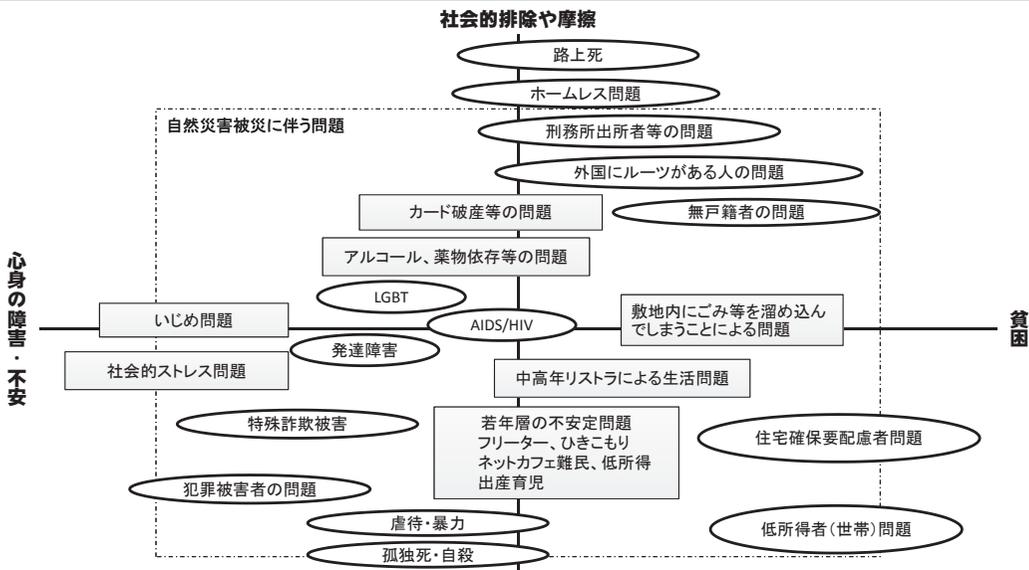
25

これまでの社会福祉士のあり方の検討内容（2017年6月現在）

<p>2016.12.13</p> <p>第8回</p> <p>「社会福祉士のあり方について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉士の活動実態 ●就労分野と職種 ●勤務先 ●社会福祉士及び社会福祉主事の任用の状況 ●福祉人材確保対策検討会での議論 ●社会福祉士を取り巻く状況 	<p>2017.2.7</p> <p>第9回</p> <p>「ソーシャルワークに対する期待について」</p> <p>論点1</p> <p>社会から期待されているソーシャルワークの機能とはどのようなものなのか</p> <p>論点2</p> <p>ソーシャルワークには、今後どのような機能が求められていくのか</p>	<p>2017.3.28</p> <p>第10回</p> <p>「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」</p> <p>論点</p> <p>「包括的な相談支援体制」を構築・維持するためのソーシャルワーク機能を社会福祉士が発揮するために、具体的にどのような実践能力が必要となるか。</p>
---	---	---

今後、社会福祉士のあり方に関する検討を継続して行う

現代社会の社会福祉の諸問題の例(イメージ)



※「社会的な支援を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書(平成12年12月8日)をもとに作成し、明確な定義や分析等に基づいて配置したものではない。
 ※横軸は社会生活での顕在化の形態により、縦軸は個人を取り巻く社会との関係性により示した。各問題は、相互に関連し合っている。
 ※社会的排除や孤立の強い者ほど制度からも漏れやすく、福祉的支援が緊急に必要。

社会福祉士又はソーシャルワークに関する国会や審議会等における指摘（年代順）

○「生活困窮者自立支援法に対する附帯決議」衆議院厚生労働委員会（平成25年12月4日）

自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れのない支援を行うこと。また、そのために社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。

○「社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書」（平成27年8月28日）

支援が必要な子どもを早期に発見して関係機関につなぐために、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考する）の役割が重要であり、スクールソーシャルワーカーの活用と配置充実が必要。

○「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～」（平成27年9月17日）

専門的知識及び技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導、関係者との連絡・調整その他の援助を行う者として位置づけられている社会福祉士については、複合的な課題を抱える者の支援においてその知識・技能を発揮することが期待されることから、新しい地域包括支援体制におけるコーディネート人材としての活用を含め、そのあり方や機能を明確化する。

※第8回福祉人材確保専門委員会資料を加工して使用

28

○中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27年12月21日）

国は、スクールソーシャルワーカーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する。国は、将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、義務標準法（※）において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する。

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

○社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）平成28年3月10日

子ども家庭への支援は身近な場所で行われる必要があり、そのためには市区町村に支援の拠点を整備する必要がある。この地域子ども家庭支援拠点が適切に機能するためには、ソーシャルワーカーや保健師の配置が必要となる。

子ども家庭福祉の支援における指導的職員が有すべき知識・技能は、ソーシャルワークを基盤として、心理的な見立て、子どもの心身の健康に関する知識・技能が必要となる。

○「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）」より抜粋

犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の適正な配置や犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を通じて学校における教育相談体制を充実させる。犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士等の養成及び研修の実施を促進する。

※第8回福祉人材確保専門委員会資料を加工して使用

29

○「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策 ～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～（平成28年7月12日 犯罪対策閣僚会議決定）」より抜粋

立ち直りに支援を必要とする高齢者・障害者等が、刑事司法のあらゆる段階を通じ、適切な時期に必要な支援を受けられるようにするため、犯罪をした高齢者・障害者等の再犯防止と社会復帰に向けて、福祉サービスや医療等の支援を必要とする者については、警察、検察、矯正、保護といった刑事司法の各段階において、適切にこれら支援を受けることができるよう福祉・医療機関等につなげる取組を推進する。

○「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（平成28年7月19日）

相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施するため、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。

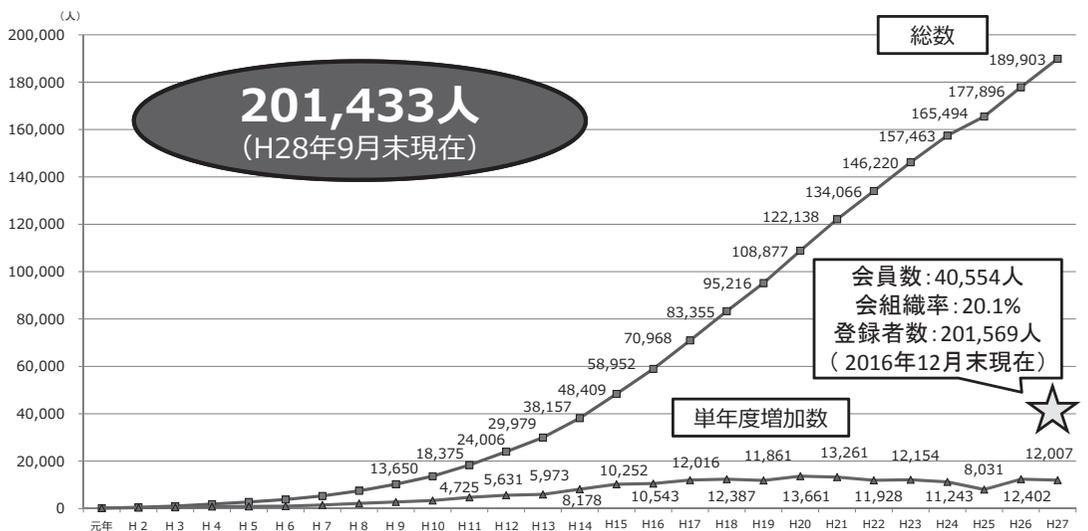
○「成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項についての成年後見制度利用促進委員会の意見について（平成29年1月13日）」より抜粋

【社会福祉士会など福祉関係団体への期待】

- 社会福祉・ソーシャルワークの理念や技術などに基づく被成年後見人等の意思決定の支援
- 福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
- 地域の協議会等における、日常的な見守りにおけるチームのサポートや、後見の運用方針における専門的な助言等の活動 他

※第8回福祉人材確保専門委員会資料を加工して使用

社会福祉士登録者の推移

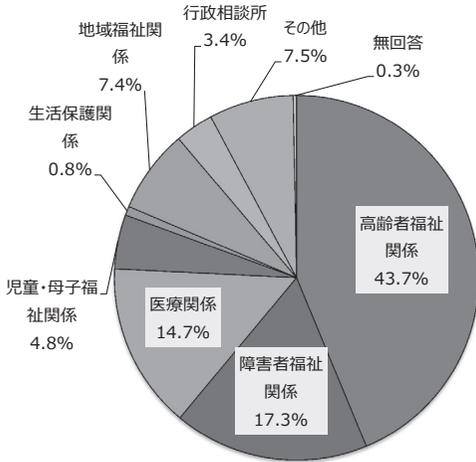


注) 人数は、各年度9月末の登録者数。
【資料出所】(公財)社会福祉振興・試験センター調べ

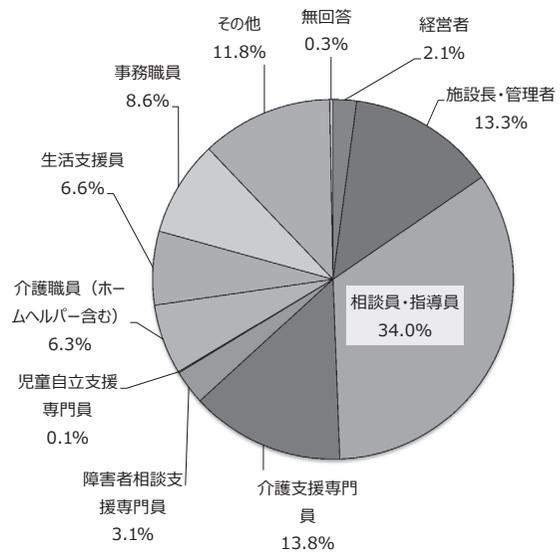
※第8回福祉人材確保専門委員会資料を加工して使用

社会福祉士が就労している分野と職種

就労している分野 (n=7,102)



就労先での職種 (n=7,102)



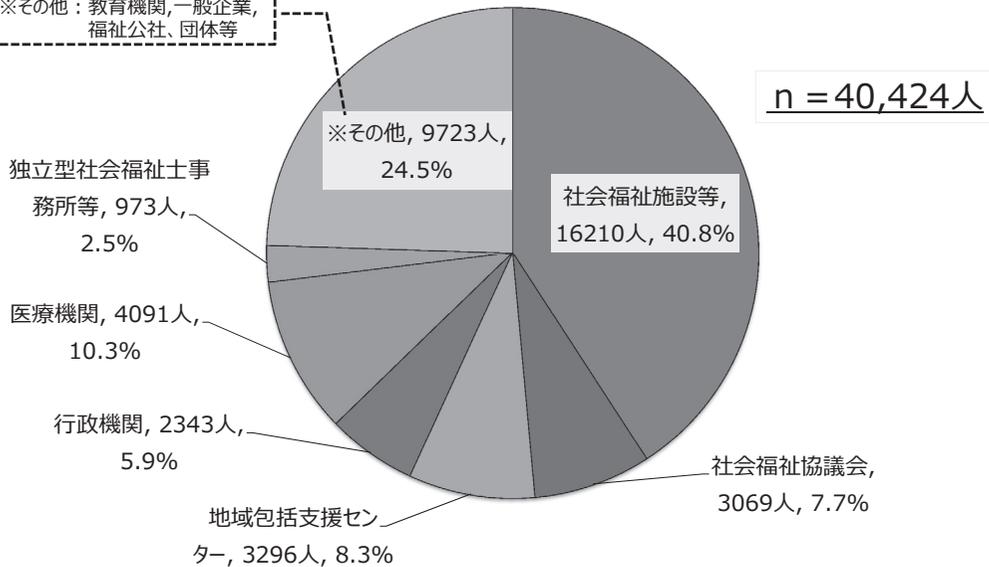
【出典】「平成27年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査結果」（（公財）社会福祉振興・試験センター）

※第8回福祉人材確保専門委員会資料を加工して使用

32

社会福祉士の勤務先

※その他：教育機関、一般企業、福祉公社、団体等

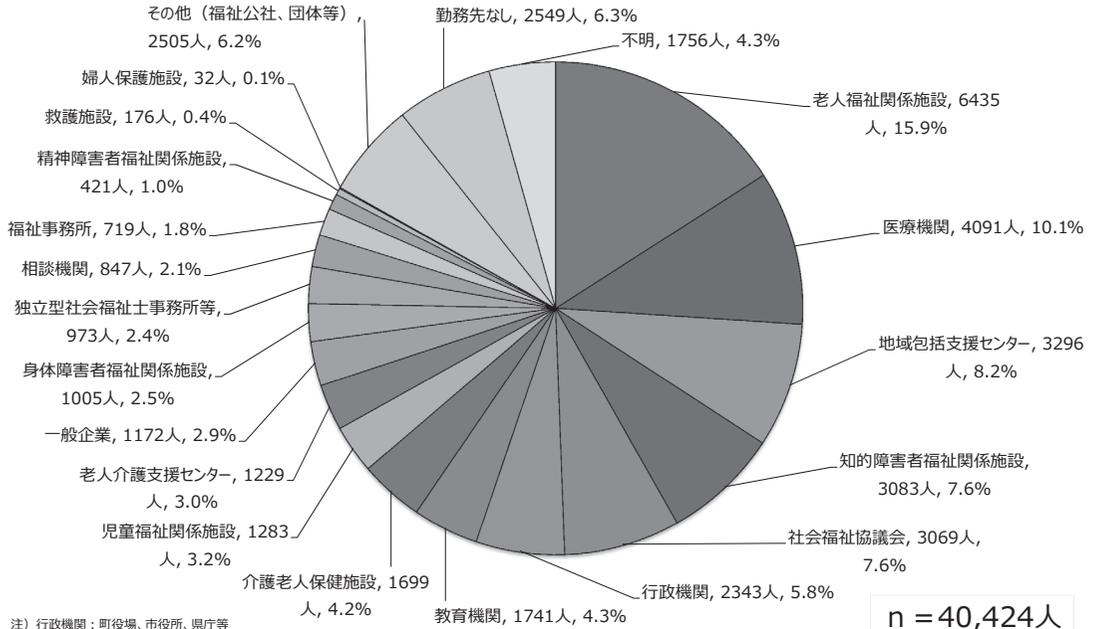


（公社）日本社会福祉士会調査（平成28年10月現在日本社会福祉士会調べ）

※第8回福祉人材確保専門委員会資料を加工して使用

33

社会福祉士の勤務先【詳細】



厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金調査研究事業
**『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成
 のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』**
 日本社会福祉士養成校協会(現日本ソーシャルワーク教育学校連盟)

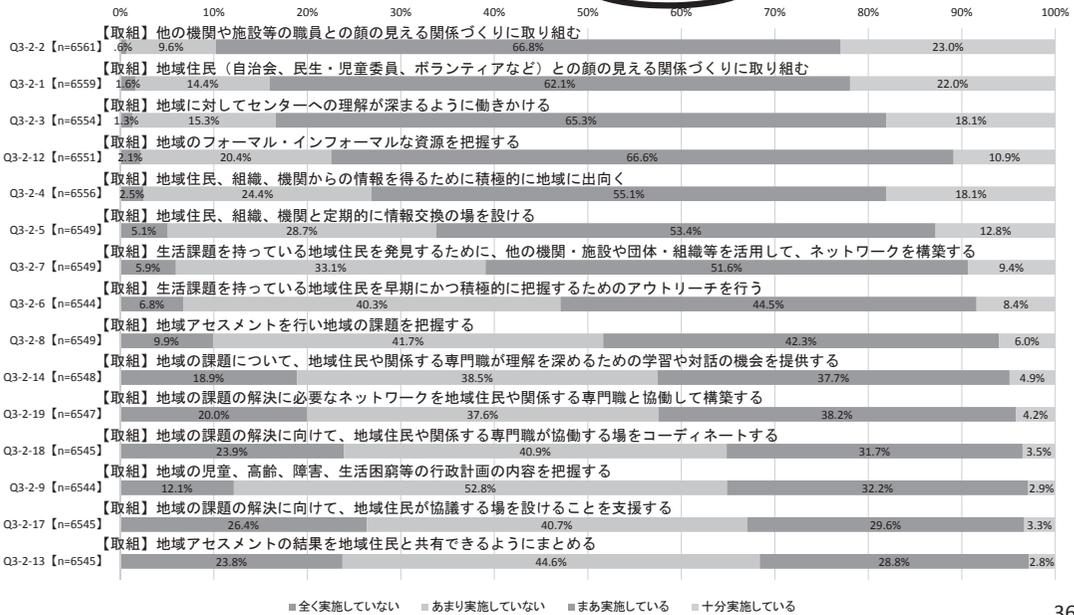
調査1

地域包括支援センターの職員

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象： 地域包括支援センターの職員

質問3-2：地域への働きかけについて（現在の取組状況）～その1

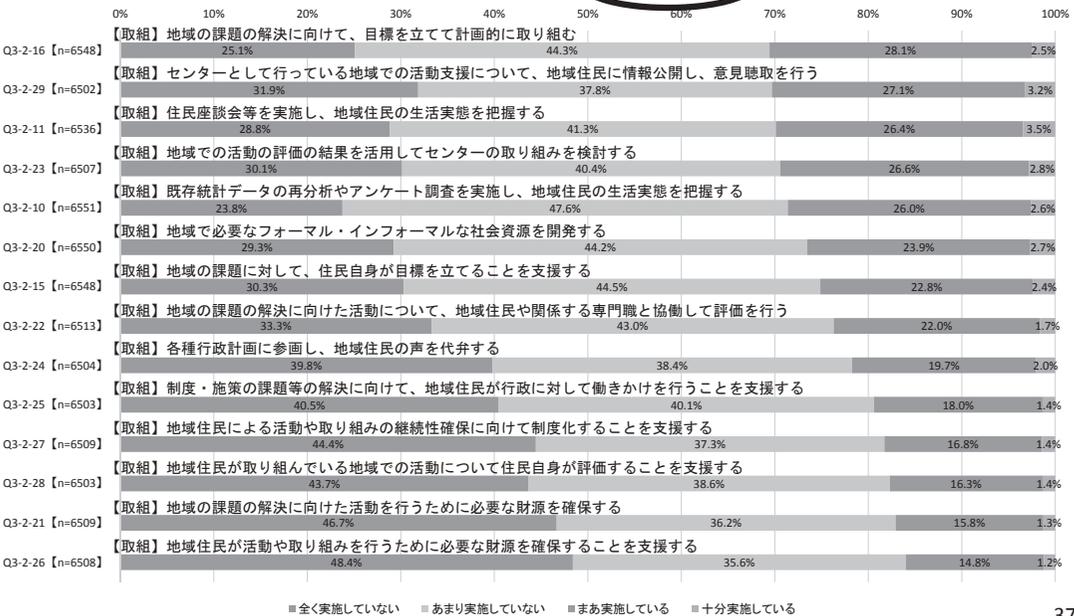


36

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象： 地域包括支援センターの職員

質問3-2：地域への働きかけについて（現在の取組状況）～その2

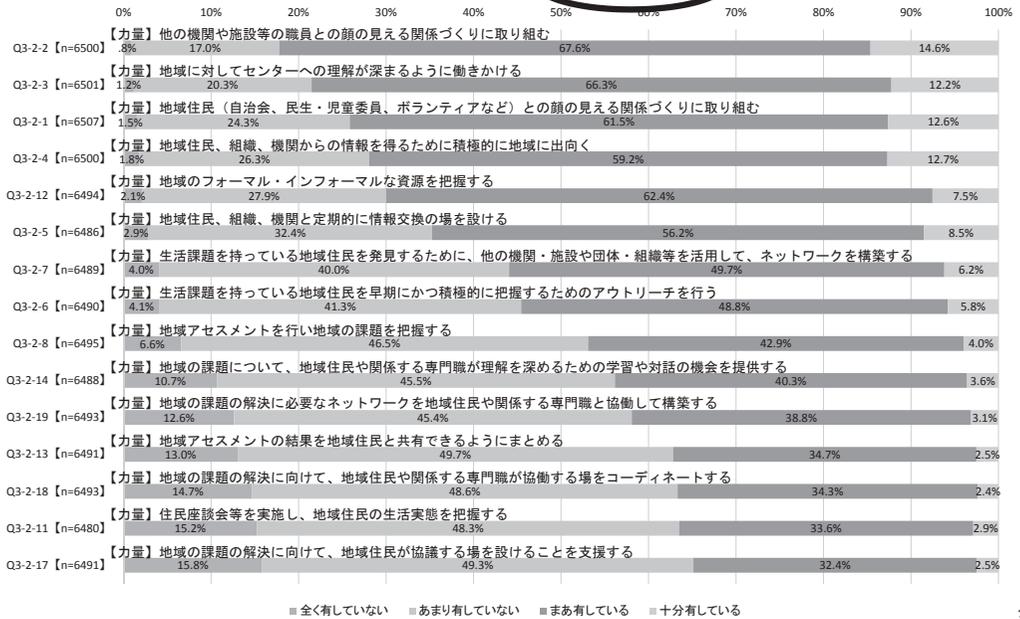


37

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象： 地域包括支援センターの職員

質問3-2: 地域への働きかけについて【対応する自身の力量】 ~その1

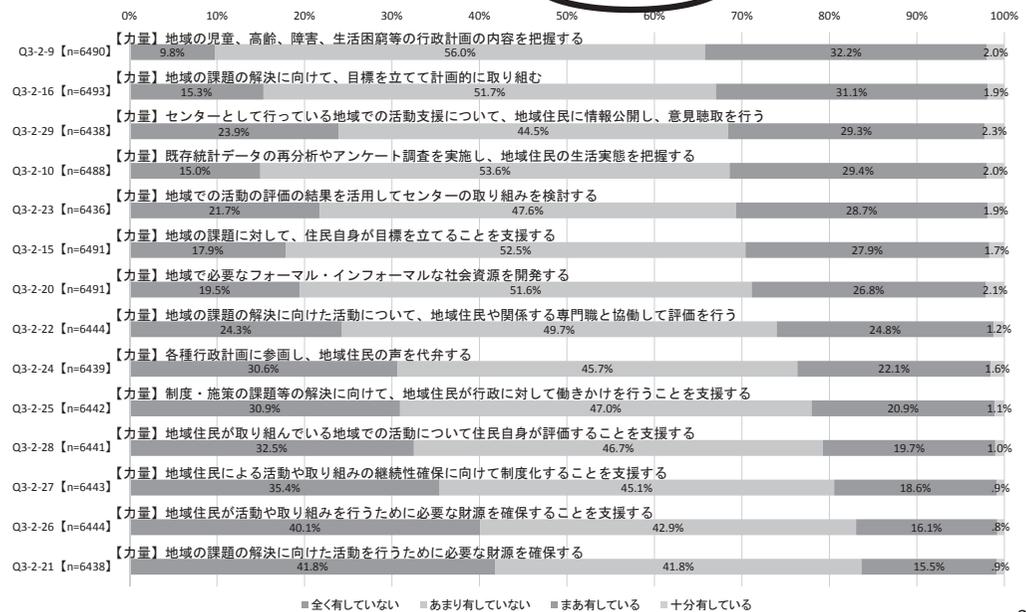


38

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象： 地域包括支援センターの職員

質問3-2: 地域への働きかけについて【対応する自身の力量】 ~その2



39

調査2 市区町村社会福祉協議会

<調査対象者>

市区町村社会福祉協議会の常勤職員（非正規職員含む）のうち、日常生活自立支援事業、障害者相談支援事業、生活困窮者自立支援事業に従事している職員、およびボランティア・市民活動センター担当、地域福祉推進部門担当の職員

※社会福祉士資格の有無は問わない。上記事業に従事している全ての職員を対象とする。

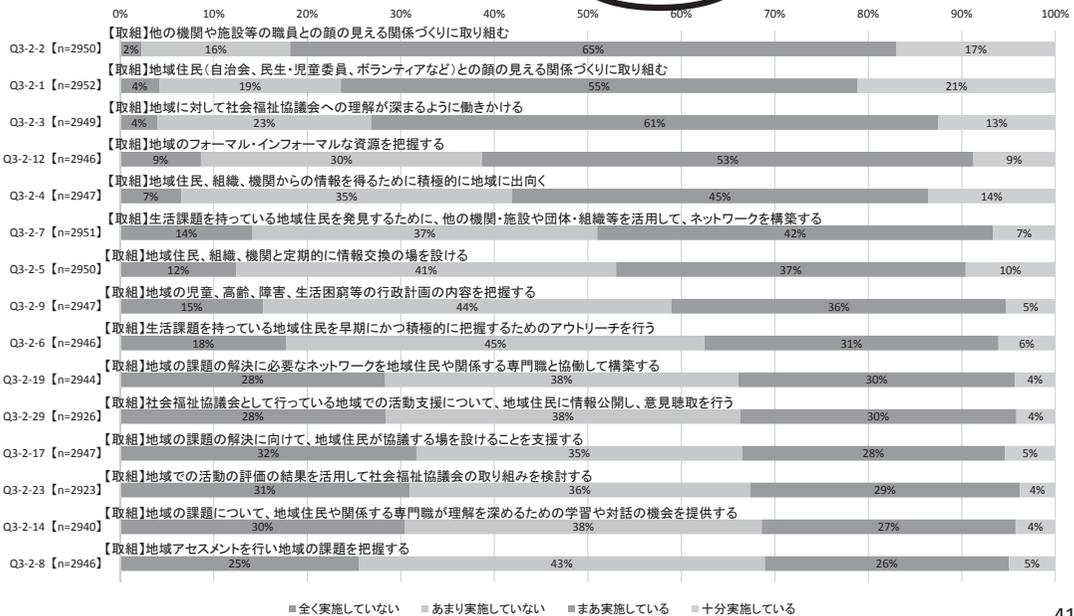
※地域包括支援センターを受託している場合、センター事業に従事している職員は本調査の対象外とし、別途地域包括支援センター用の調査票を配布する。

40

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象：市区町村社会福祉協議会の職員

質問3-2： 地域への働きかけについて（現在の取組状況）～その1

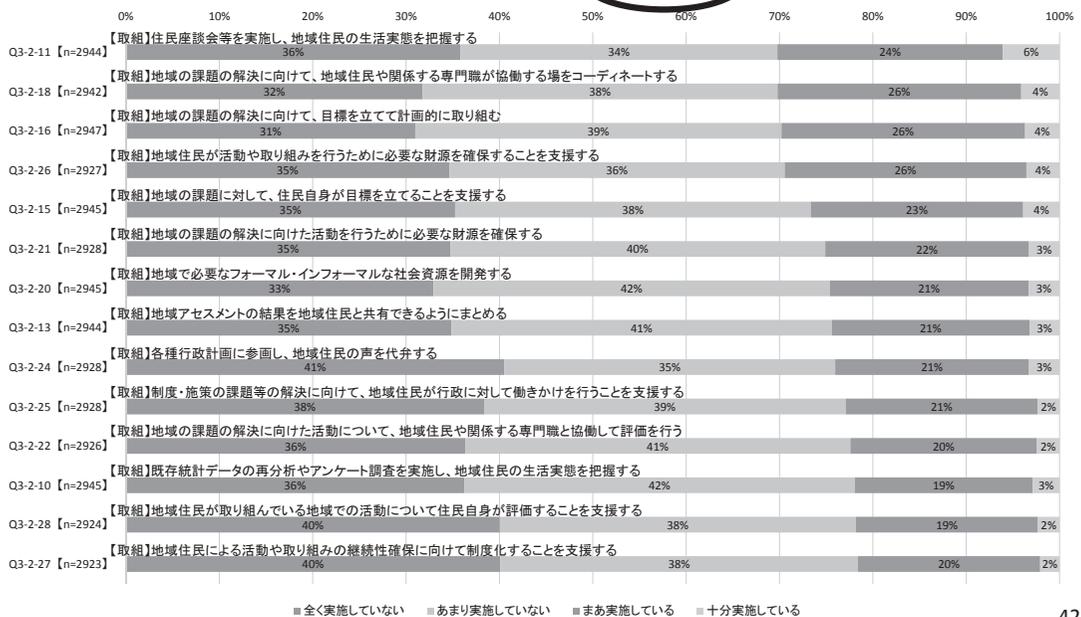


41

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象：市区町村社会福祉協議会の職員

質問3-2： 地域への働きかけについて（現在の取組状況） ～その2



42

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象：市区町村社会福祉協議会の職員

質問3-2： 地域への働きかけについて（対応する自身の力量） ～その1

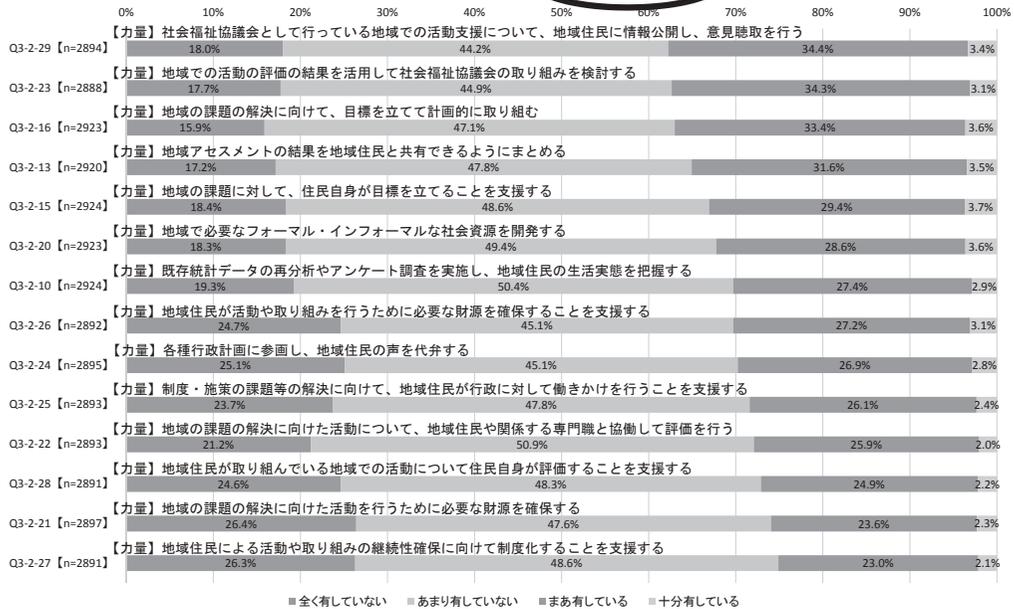


43

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象：市区町村社会福祉協議会の職員

質問3-2：地域への働きかけについて【対応する自身の力量】 ～その2



44

調査3 障害者相談支援事業所

<調査対象者>

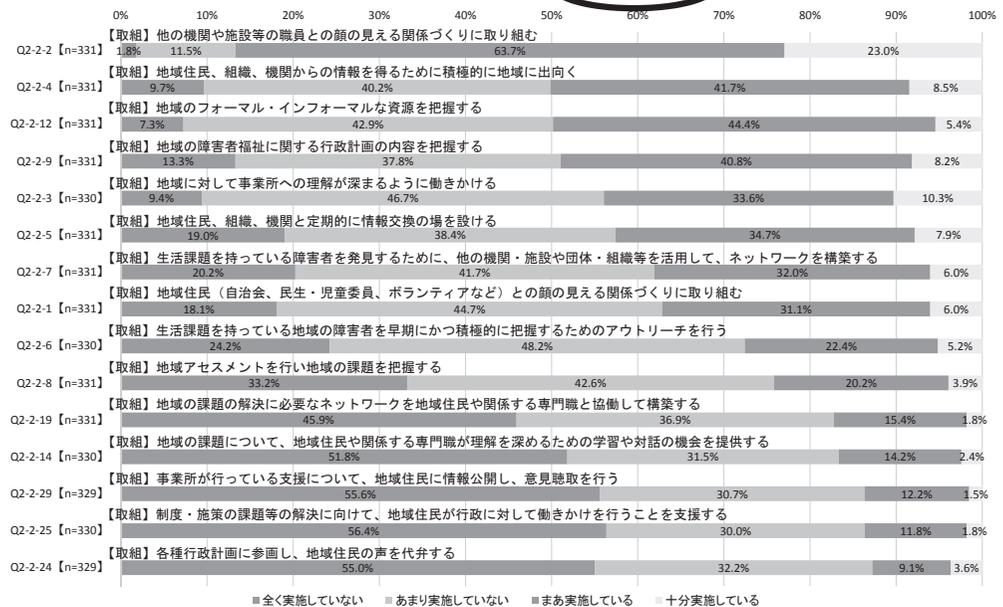
事業所において、相談支援業務に従事している職員
※社会福祉士資格の有無は問わない。
※相談支援業務に従事している全ての職員（常勤・非常勤）を対象とする。

45

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象: 障害者相談支援事業所において相談支援業務に従事している職員

質問 2-2 : 地域への働きかけについて (現在の取組状況) ~その1

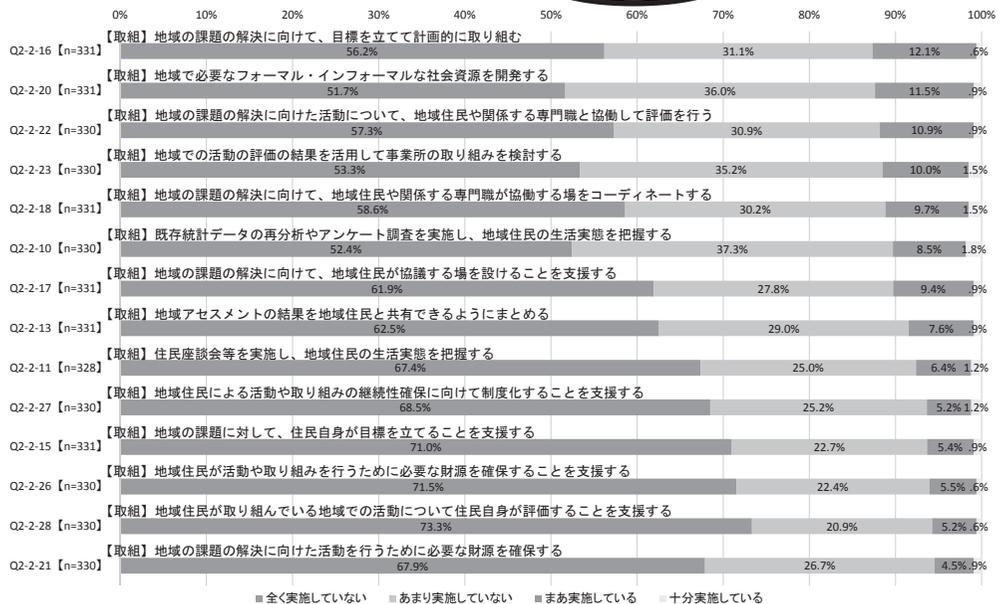


46

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象: 障害者相談支援事業所において相談支援業務に従事している職員

質問 2-2 : 地域への働きかけについて (現在の取組状況) ~その2

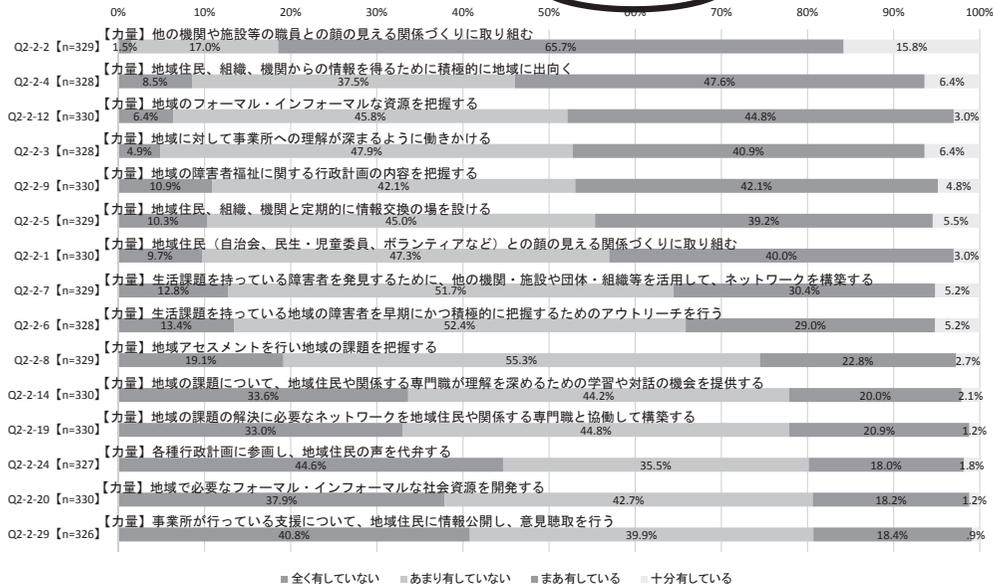


47

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象：障害者相談支援事業所において相談支援業務に従事している職員

質問 2-2：地域への働きかけについて **対応する自身の力量** ～その 1

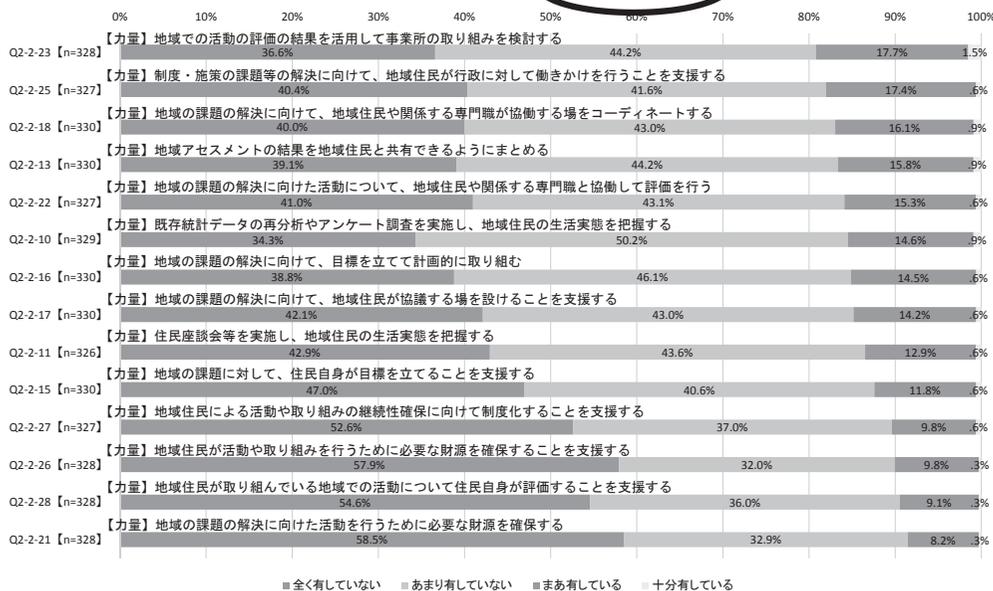


48

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象：障害者相談支援事業所において相談支援業務に従事している職員

質問 2-2：地域への働きかけについて **対応する自身の力量** ～その 2



49

調査4 保健医療機関

<調査対象者>

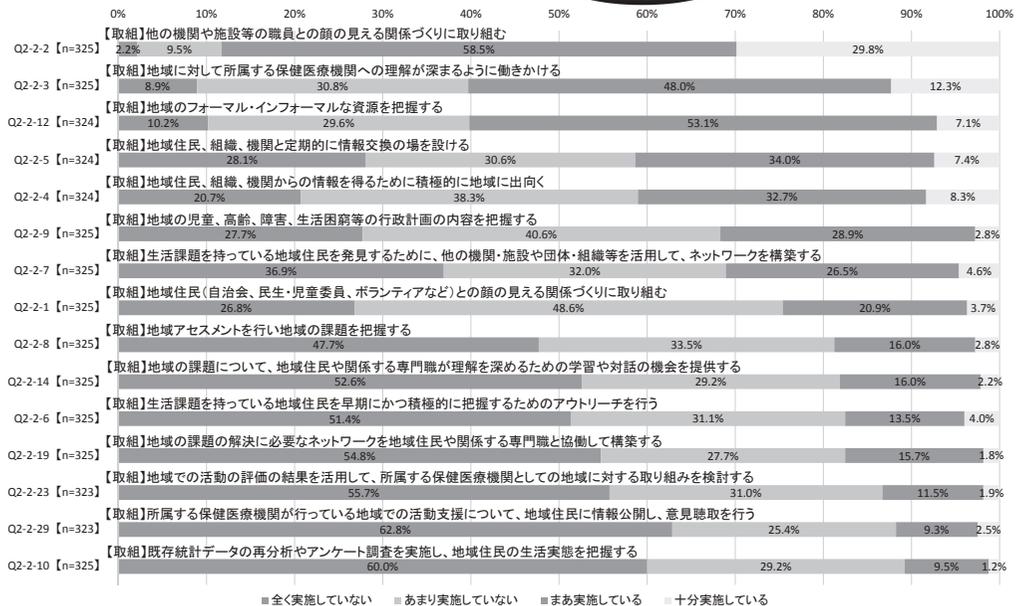
公益社団法人日本医療社会福祉協会 会員

50

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象:公益社団法人日本医療社会福祉協会会員

質問2-2:地域への働きかけについて **現在の取組状況** ~その1



51

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象：公益社団法人日本医療社会福祉協会会員

質問2-2：地域への働きかけについて（現在の取組状況）～その2

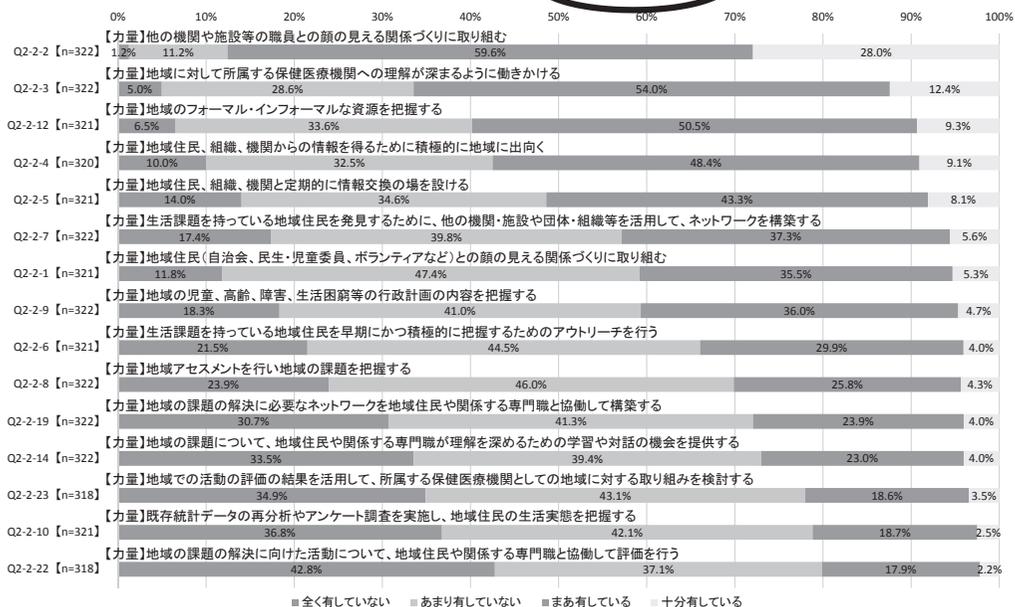


52

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象：公益社団法人日本医療社会福祉協会会員

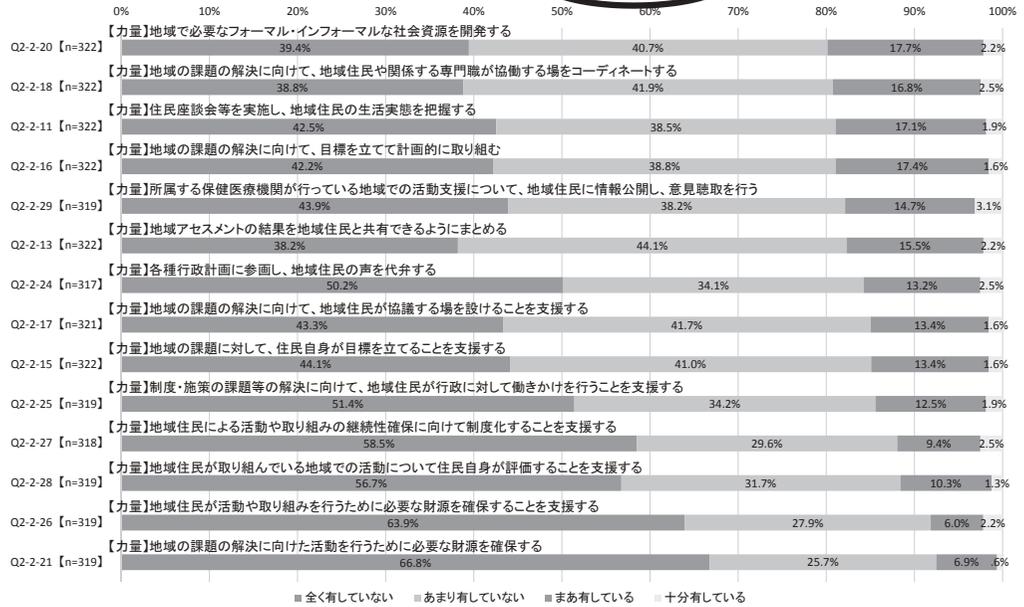
質問2-2：地域への働きかけについて（対応する自身の力量）～その1



53

調査対象：公益社団法人日本医療社会福祉協会会員

質問2-2：地域への働きかけについて、**対応する自身の力量** ～その2



調査6 独立型社会福祉士事務所

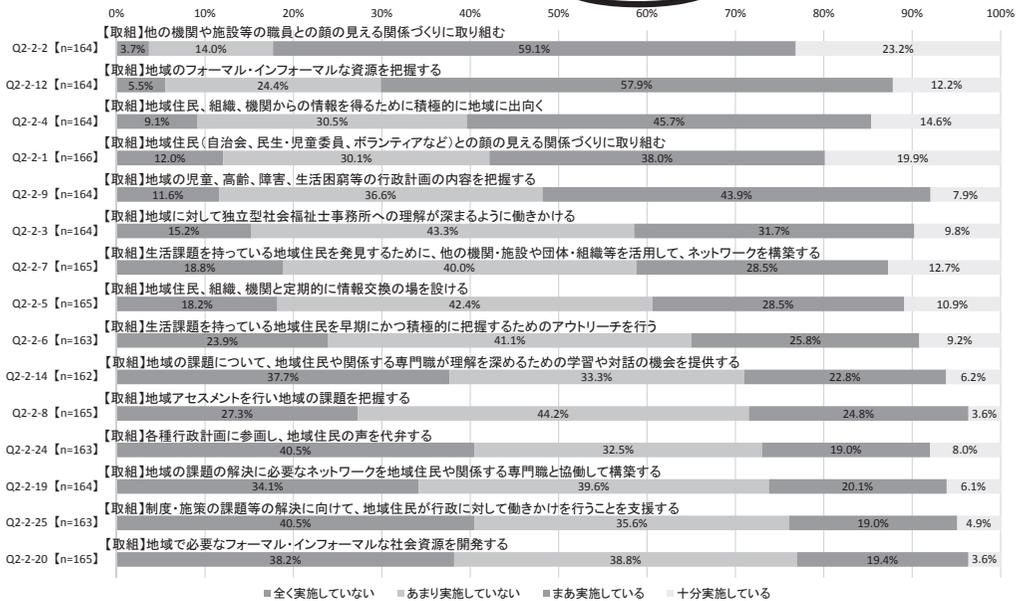
<調査対象者>

公益社団法人日本社会福祉士会 独立型社会福祉士名簿登録者

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象：独立型社会福祉士事務所の職員

質問 2-2：地域への働きかけについて（現在の取組状況）～その 1



56

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象：独立型社会福祉士事務所の職員

質問 2-2：地域への働きかけについて（現在の取組状況）～その 2

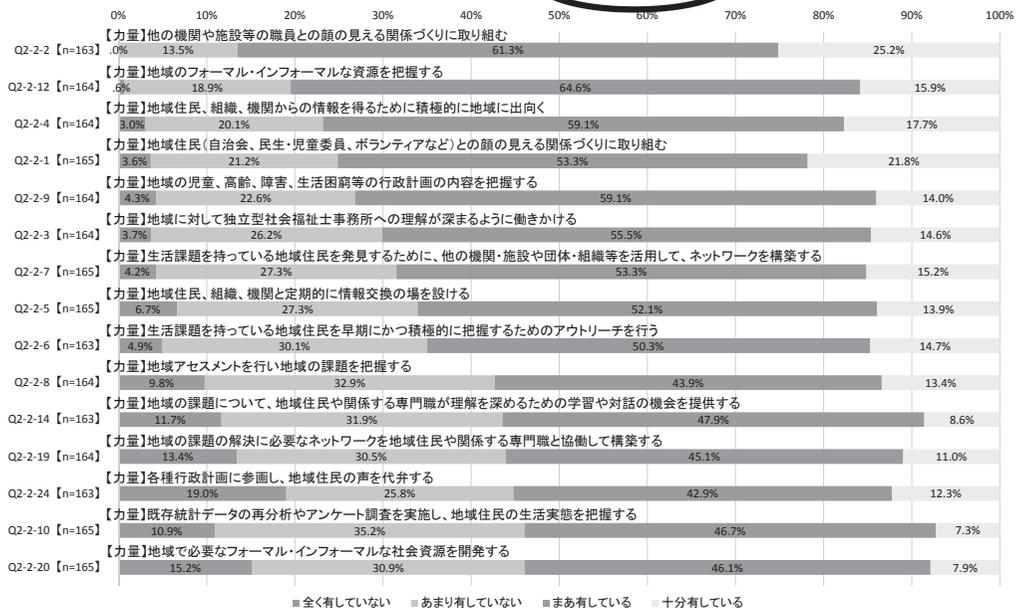


57

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象：独立型社会福祉士事務所の職員

質問2-2：地域への働きかけについて、**対応する自身の力量**～その1

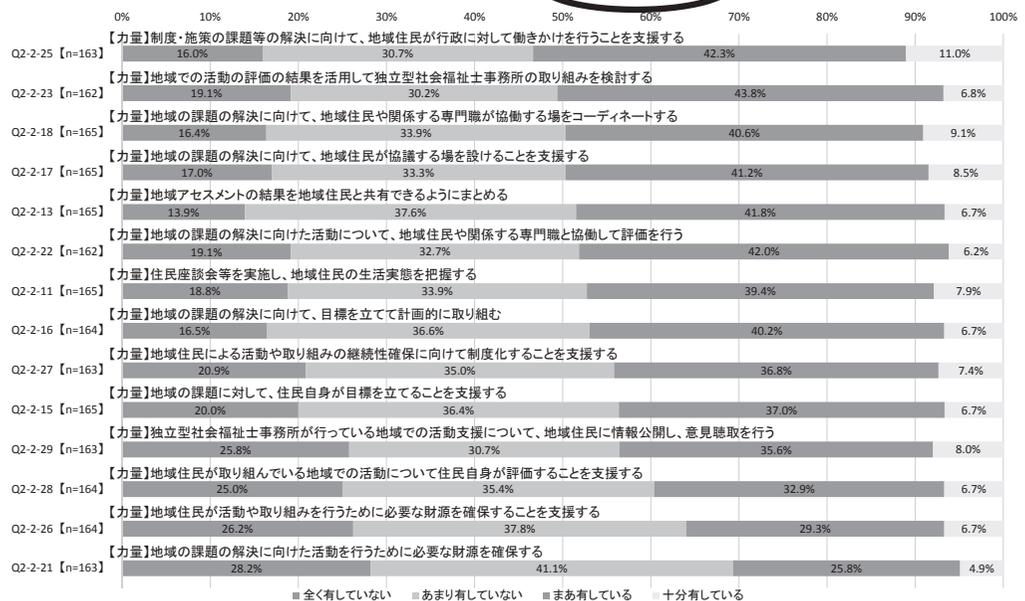


58

厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業補助金による調査研究事業
『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士の養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業』

調査対象：独立型社会福祉士事務所の職員

質問2-2：地域への働きかけについて、**対応する自身の力量**～その2



59

論点①社会から期待されているソーシャルワークの機能とはどのようなものか。

1. ソーシャルワークの定義

- **国際ソーシャルワーク学校連盟/国際ソーシャルワーカー連盟「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(2014年7月総会採択) ※2015年2月13日に日本語定義が確定**

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。」

- **日本学術会議の社会福祉・社会保障研究連絡委員会「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりの提案」(平成15年6月24日)**

「ソーシャルワークとは社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活(QOL)を支援し、個人のウェルビーイング※の状態を高めることを目指していくことである。」

※ウェルビーイング(well-being)とは、個人の人權の尊重を前提に自己実現の促進を目的とした積極的であり権利性の強い意味合いを含んだものとして理解されている。1946〔昭和21〕年世界保健機構(WHO)憲章前文にも登場しており、「安寧」「良好な状態」「福祉」などと訳し用いてきた。

- **日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告(平成15年6月24日)**

ソーシャルワークとは社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活(QOL)を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めることを目指していくことである。

※福祉人材確保専門委員会(第9回)資料を加工して使用

60

- **「社会福祉士及び介護福祉士法」1987(昭和62)年**

本法律にはソーシャルワークという用語の記載はないが、社会福祉士の業務を法的に「日常生活を営むのに支障がある者に対して相談・助言・指導等を行う者」と規定されている。

2. ソーシャルワークの機能

- **全米ソーシャルワーカー協会「ソーシャルワーク実践の目標を達成するためにソーシャルワーカーが果たすべき機能」**

- ① 人々の問題解決能力や対処能力等を強化するという目標を達成するため、事前評価、診断、発見、カウンセリング、援助、代弁・能力付与等の機能を遂行する。
- ② 人々と資源、サービス、制度等を結びつけるという目標を達成するため、組織化、紹介、ネットワーキング等の機能を遂行する。
- ③ 制度の効果的かつ人道的な運営を促進するという目標を達成するため、管理/運営、スーパービジョン、関係者の調整等の機能を遂行する。
- ④ 社会政策を発展させ改善するという目標を達成するため、政策分析、政策提案、職員研修、資源開発等の機能を遂行する。

【全米ソーシャルワーカー協会編、日本ソーシャルワーカー協会訳「ソーシャルワーク実務基準および業務指針」1997年】



ソーシャルワークの機能

権利擁護・代弁・エンパワメント、支持・援助、仲介・調整・組織化、組織マネジメント・人材育成、社会開発・社会資源開発、福祉課題の普遍化

※福祉人材確保専門委員会(第9回)資料を加工して使用

61

論点②ソーシャルワークには、今後どのような機能が求められていくのか。

論点に対する考え方

「ニッポン一億総活躍プラン」や「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」の趣旨を勘案すると、「地域共生社会」を実現すると共に、対象者の属性に関わりなく、丸ごとの課題に対応し、複合的な課題に対する包括的な相談支援体制（以下「包括的な相談支援体制」という）の構築や住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制（以下「住民主体の地域課題解決体制」という）を構築するにあたり、今後ますます、ソーシャルワークの機能及びソーシャルワークの機能を果たす者が求められている。

1. 包括的な相談支援体制の構築について

包括的な相談支援体制の必要性

例えば

高齢分野や障害分野、生活困窮者自立支援制度、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現等、様々なところで言及

○ 高齢分野

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制として、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでい

○ 生活困窮者自立支援制度

複合的な課題があり現行の制度のみでは支援することが難しい人に対し、既存の個別的なニーズに対応する制度・福祉サービスを活用しつつ、ワンストップで生活全般に渡る包括的な支援を提供する仕組みづくりが理念のひとつとされている。

※福祉人材確保専門委員会(第9回)資料を加工して使用

62

○ 障害分野

「相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。さらに将来的には、相談支援員は障害者福祉に関する専門的知見や援助技術の習得のみならず、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとして活躍することが期待される。」

「ソーシャルワークの専門性や一定の質を確保するために、例えば社会福祉士や精神保健福祉士などの国家資格を有する者の活用を推進するなどの仕組みを検討することも必要である。さらに、将来的にはこれらの国家資格を相談支援専門員の要件とする方向性についても議論すべきとの意見もあった。」

「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（平成28年7月19日）

○ 地域力強化検討会中間とりまとめ

「多様な、複合的な課題については、高齢、障害、子どもといった福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生など多岐にわたる分野で、市町村単位、ときには都道府県単位の専門機関も含めた多機関が協働する体制の中で、解決方法が考えられるべきである。」

地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会「地域力強化検討会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～」（平成28年12月26日）

※福祉人材確保専門委員会(第9回)資料を加工して使用

63

○ ニッポン一億総活躍プラン

「育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。」

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

こうしたことを踏まえると

包括的な相談支援体制とは

全ての人々が安心・安全にその人らしい自立した日常生活を継続することができるよう、福祉課題やニーズを発見した者又は相談を受けた者並びに所属する社会福祉法人等の事業者が、福祉のみならず、医療、介護、保健、雇用・就労、住まい、司法、商業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、教育、まちおこし、多文化共生など、多様な分野や業種の公私の社会資源並びに住民主体の地域課題解決体制と連動し、福祉課題の解決やニーズの充足に必要な支援を包括的に提供すると共に、制度の狭間の問題や表出されていないニーズを把握し、必要に応じて社会資源やサービスを開発する体制といえるのではないか。

なお、相談を受けた者が所属する社会福祉法人など各地の事業所が役割を果たすことが求められる。

※福祉人材確保専門委員会(第9回)資料を加工して使用

64

包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

- ・ 地域において支援が必要な個人や世帯及び表出されていないニーズの発見
- ・ 地域全体で解決が求められている課題の発見
- ・ 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
- ・ 相談者個人、世帯並びに個人と世帯を取り巻く集団や地域のアセスメント
- ・ アセスメントを踏まえた課題解決やニーズの充足及び適切な社会資源への仲介・調整
- ・ 相談者個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制及び地域づくり
- ・ 必要なサービスや社会資源が存在しない又は機能しない場合における新たな社会資源の開発や施策の改善の提案
- ・ 地域特性、社会資源、地域住民の意識等を把握するための地域アセスメント及び評価
- ・ 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成及び地域づくり
- ・ 包括的な相談支援体制に求められる価値、知識、技術に関する情報や認識の共有化
- ・ 包括的な相談支援体制を構成するメンバーの組織化及びそれぞれの機能や役割の整理・調整
- ・ 相談者の権利を擁護し、意思を尊重する支援や方法等の整備
- ・ 包括的な相談支援体制を担う人材の育成に向けた意識の醸成

※福祉人材確保専門委員会(第9回)資料を加工して使用

65

2. 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築について

住民主体の地域課題解決体制の必要性

例えば

法制度、政策、報告書などで言及

【社会福祉法】

地域住民について、支援が必要な者を地域で支えるため、相互協力により、地域福祉を推進していくことが求められている。

【ニッポン一億総活躍プラン】

「福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。」

【地域力強化検討会中間とりまとめ】

「誰かにまかせようと思うのではなく「自分たちでなにかできないか」と思える意識は、ソーシャルワークの機能を果たす者の働きかけにより、一つの課題に対して地域住民も一緒に解決していく過程を繰り返し、気づきと学びを促すことで、作り上げられるものである。」とされている。

「他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする、いわば地域にとっての「触媒」としてソーシャルワークの機能が、それぞれの「住民に身近な圏域」に存在していることが重要である。」

※福祉人材確保専門委員会(第10回)資料を加工して使用

66

【内閣府共助社会づくり懇談会がとりまとめた報告書（「共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して～）（平成27年3月12日）】

「目指すべき共助社会の姿は「個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作りに上げていく社会である」とし、共助の担い手の第一は地域住民であり、地域社会に存在する課題の認識と当事者としての自覚が課題であるとされている。

【認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）（平成27年1月27日）】

「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるものであることが望まれる。これを実現するためには、国を挙げた取組みが必要であり、関係省庁の連携はもとより、行政だけでなく民間セクターや地域住民自らなど、様々な主体がそれぞれの役割を果たしていくことが求められている。」

この他、地域住民に期待される役割

社会的排除、社会的孤立、ひきこもり、ホームレス、いじめ、育児・子育て・介護不安、虐待、災害、自殺等、支援が必要な人々や状況並びに表出されていないニーズの発見、発生の予防・未然防止、適切な機関・団体につなぐ等

こうしたことを踏まえると

※福祉人材確保専門委員会(第10回)資料を加工して使用

67

住民主体の地域課題解決体制とは

住民一人ひとりが、地域福祉を推進する主体及び地域社会の構成員であるという当事者意識を持ち、自身の身近な圏域に存在する多種多様な福祉課題や表出されていないニーズに気づき、他人事を我が事として捉え、地域課題の解決に向けてそれぞれの経験や特性等を踏まえて役割を分かち合う体制といえるのではないか。

なお、各地域で構築されている包括的な相談支援体制と連携することが必要である。

※福祉人材確保専門委員会(第10回)資料を加工して使用

68

住民主体の地域課題解決体制をつくるために求められる ソーシャルワークの機能

- ・ ソーシャルワーカー自身が地域社会の一員であるということの意識化と実践化
- ・ 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
- ・ 個人、世帯、地域の福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解の促進、福祉課題の普遍化
- ・ 地域住民が支え手と受け手に分かれることなく役割を担うという意識の醸成と機会の創出
- ・ 地域住民のエンパワメント(住民が自身の強みや力に気づき、発揮することへの支援)
- ・ 住民主体の地域課題解決体制の立ち上げ支援並びに立ち上げ後の運営等の助言・支援
- ・ 住民主体の地域課題解決体制を構成するメンバーとなる住民や団体等との連絡・調整
- ・ 地域住民や地域の公私の社会資源との関係形成
- ・ 見守りの仕組みや新たな社会資源をつくるための提案
- ・ 「包括的な相談支援体制」と「住民主体の地域課題解決体制」との関係性や役割等に関する理解の促進

※福祉人材確保専門委員会(第10回)資料を加工して使用

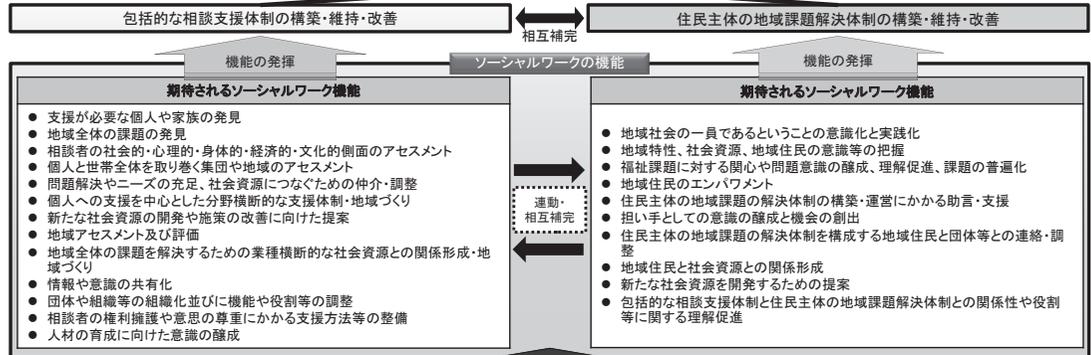
69

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる実践能力

社会福祉士は、地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制」及び「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」を構築・維持・改善するため、養成カリキュラムにおいて修得・体得した価値・知識・技術を統合的に実践し、ソーシャルワーク機能を発揮する実践能力が求められる。

地域共生社会の実現

制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応等、多様化・複雑化するニーズへの対応や、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会



社会福祉(ソーシャルワーク)の価値・知識・技術の統合的な実践

社会福祉士資格取得(登録)

社会福祉士養成カリキュラムの構造

人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法(180h)	総合的かつ包括的な相談援助の理論と方法に関する知識と技術(180h)	地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、福祉サービスの組織と経営	サービスに関する知識(300h)	実習・演習(420h)
人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会学理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎	相談援助の基礎と専門職、相談援助の理論と方法	地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、福祉サービスの組織と経営	社会保障、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度	相談援助実習、相談援助実習指導、相談援助実習

※福祉人材確保専門委員会(第10回)資料を加工して使用

70

ご清聴ありがとうございました

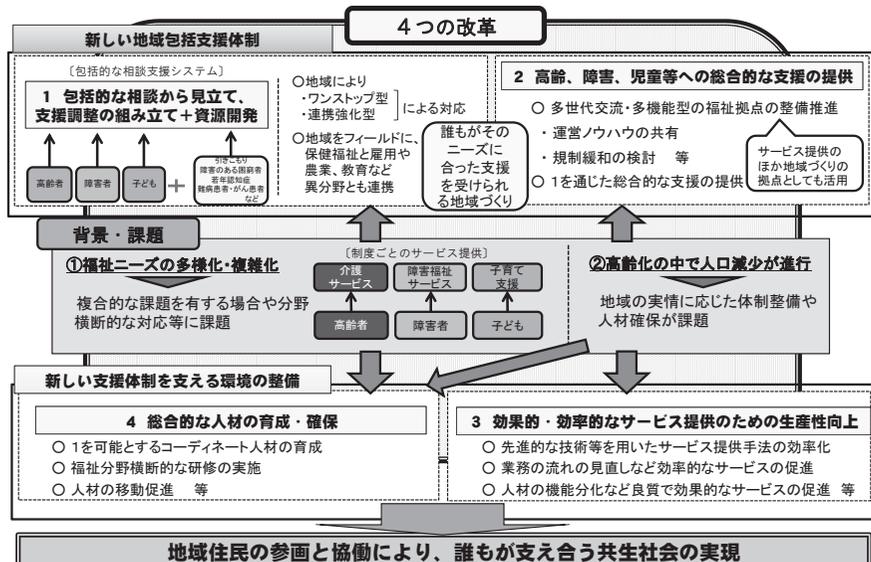
社会保障審議会(福祉部会福祉人材確保専門委員会)に関する各種通知や資料等は、厚生労働省ウェブサイトにおいて公表しております。必要に応じてご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=224742>

地域共生社会実現に向けた ソーシャルワーカーに期待される役割 ～CSW養成を中心とした養成校の視点から～

文京学院大学
中島 修

～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～ 平成27年9月



全世代・全対象型地域包括支援体制の構築を目指して

厚生労働省は、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」(平成27年9月17日、厚生労働省新たな福祉サービスシステム等のあり方検討プロジェクトチーム)を発表

1. 総論 ○家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズへ対応
○人口減少社会における福祉人材の確保と質の高いサービスを効率的に提供する必要性の高まり
○誰もが支え合う社会の実現の必要性和地域の支援ニーズの変化への対応
＜検討の視点と改革の方向性＞
- (1) 包括的な相談支援システムの構築
- ・ニーズの多様化、複雑化への対応
 - ・本人のニーズを起点とする新しい地域包括支援体制の構築
 - ・新しい包括的な相談支援システム「全世代対応型地域包括支援センター」といった相談窓口の構築
 - ・地域がかわる
 - ・システムづくりの具体化
 - ・システムを全国に拡げるために
- (2) 地域の実情を踏まえた支援の総合的な提供
- ・新しい地域包括支援体制における支援の提供
 - ・まちづくりのかたちとして
 - ・総合的なサービス提供の阻害要因の改善等
2. 様々なニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築
3. サービスを効率的・効果的に提供する生産性向上
～よりよいサービスを目指して～
4. 新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保

平成28年度予算 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」【推進枠】

3

新福祉提供ビジョンで求められている人材

○地域包括ケアシステムの構築を目指し、これらを着実に実現するために、包括的な支援の考え方を全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度とも連携して、新しい地域包括支援体制の確立を目指す。

⇒ 新しい地域包括支援体制を担える人材

○ワンストップで分野を問わず相談・支援を行うことや、各分野間の相談機関で連携を密にとることにより、対象者やその世帯について、分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討する。

⇒ ワンストップで分野を問わず相談・支援を行うことができる人材

○専門性に則って高齢者介護、障害者福祉、子育て支援、生活困窮等の支援を別々に提供する方法のほかに、複数分野の支援を総合的に提供する方法を検討する。

⇒ 複数の分野を総合的に提供できる人材

(本人のニーズを起点とする新しい地域包括支援体制の構築)

○これは、高齢者に対する地域包括ケアシステムや生活困窮者に対する自立支援制度といった包括的な支援システムを、制度ごとではなく地域というフィールド上に、高齢者や生活困窮者以外に拡げるものであり、「制度の狭間」という日本の福祉制度に最後に残った欠片を埋める営みでもある。

○ここで重要となるのは、対象者を制度に当てはめるのではなく、本人のニーズを起点に支援を調整することである。こうした考え方に立って、高齢者、障害者、児童、生活困窮者といった別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援が受けられるという新しい地域包括支援体制を構築していく。こうした取組は、個人のニーズに合わせて地域を変えていくという「地域づくり」にほかならない。また、これを進めるに当たっては、個々人の持つニーズのすべてを行政が満たすという発想に立つのではなく、住民を含む多様な主体の参加に基づく「支え合い」を醸成していくことが重要である。地域のことを自ら守るために行動し、助け合いを強めていく住民・関係者と、包括的なシステムの構築に創造的に取り組む行政とが協働することによって、誰もが支え、支えられるという共生型の地域社会を再生・創造していく。

「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」(平成27年9月17日、厚生労働省新たな福祉サービスシステム等のあり方検討プロジェクトチーム)より引用

(新しい包括的な相談支援システム)

○新しい地域包括支援体制は、包括的な相談支援と具体的な支援提供とに分けられる。このうち、包括的な相談支援は、

- ① 相談受付の包括化とともに、それのみではなく、
- ② 複合的な課題に対する適切なアセスメントと支援のコーディネートや、
- ③ ネットワークの強化と関係機関との調整に至る一貫したシステムであり、
- ④ また、必要な社会資源を積極的に開発していくものである。

「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」(平成27年9月17日、厚生労働省新たな福祉サービスシステム等のあり方検討プロジェクトチーム)より引用

地域のシステムを具体化するコーディネーター配置の必要性

(システムづくりの具体化)

○ 地域の実情に合わせた様々な形態により、包括的な相談支援システムを実現するため、関係機関の間で積極的に動き回るコーディネーターの配置を検討することが必要である。同時にこれは、単なるコーディネーターの配置ではなく、上記のとおり、包括的な受け止めからアセスメント、コーディネート、調整、社会資源の開発までを地域のシステムとして具体化するものである。こうしたコーディネーターは、必ずしも、すべての分野に精通した特別な存在である必要はない。幅広い、ただし基本的な知識を有した上で、適切な見立て力や調整力、創造的な企画力、そして何よりフットワーク軽く行動する力が求められる。

「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」(平成27年9月17日、厚生労働省新たな福祉サービスシステム等のあり方検討プロジェクトチーム)より引用

(新しい地域包括支援体制において求められる人材像)

○ 新しい地域包括支援体制においては、限られた人的資源によって、複合化・困難化したニーズに対して効果的・効率的に支援を提供するため、① 要援護者やその世帯が抱える複合的な課題に対して、切れ目ない包括的な支援が一貫して行われるよう、支援内容のマネジメントを行うこと、② 複合化・困難化した課題に対し、個別分野ごとに異なる者がサービスを提供することが困難な場合もあるため、地域の実情に応じて、分野横断的に福祉サービスを提供できること、が求められる。

○ このような新しい地域包括支援体制を担う者としては、① 複合的な課題に対する適切なアセスメントと、様々な支援のコーディネートや助言を行い、様々な社会資源を活用して総合的な支援プランを策定することができる人材 ② 福祉サービスの提供の担い手として、特定の分野に関する専門性のみならず福祉サービス全般についての一定の基本的な知見・技能を有する人材 が求められる。

「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」(平成27年9月17日、厚生労働省新たな福祉サービスシステム等のあり方検討プロジェクトチーム)より引用

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示

(1) 経済社会の現状

(成長の隘路である少子高齢化)

- 少子高齢化の進行が、労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安・悲観へとつながっている。日本が、少子高齢化に死にも狂いで取り組んでいかない限り、日本への持続的な投資は期待できない。
- 他方、日本には多くのポテンシャルを秘めている女性や、元気で意欲にあふれ、豊かな経験と知恵を持っている高齢者などがたくさんおられる。こうした潜在力とアベノミクスの果実を活かし、今こそ、少子高齢化という日本の構造的な問題に、内閣一丸となって真正面から立ち向かう必要がある。

(2) 今後の取組の基本的考え方

(一億総活躍社会の意義)

- 少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいを感じられる社会を創る。人生は十人十色であり、価値観は人それぞれである。一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる。いわば全員参加型の社会である。
- これは単なる社会政策ではなく、究極の成長戦略である。全ての人が包摂される社会が実現できれば、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費の底上げ、投資の拡大にもつながる。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速することが期待される(包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環)。
- 半世紀後の未来でも、人口一億人を維持すればよいというわけではない。力強く日本の経済が成長していくとともに、その成長という手段を使って、国民みんながそれぞれの人生を豊かにしていくことを目指していく。一人ひとり、それぞれの人生を大切にすることが、一億総活躍であり、国家による押しつけといった、すべてを画一的な価値観にはめ込むような発想とはむしろ対極にある考え方である。誰もがもう一歩前に踏み出すことのできる一億総活躍社会を創り上げることは、今を生きる私たちの、次世代に対する責任である。

9

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

介護離職
ゼロの実現

安心した生活（地域課題の解決力強化と医療・福祉人材の活用）
⑨ 地域共生社会の実現

ニッポン一億総活躍プラン
(平成28年6月2日閣議決定)
<抜粋>

【国民生活における課題】
高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、総合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、既存有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の帯状副担当業務における人材確保を同時に達成することが必要。
→ 有資格者のうち資格に係る分野で活躍していない者の割合：
保育士 約6割（2019年度・推計）
介護福祉士 約4割（2019年度・推計）

【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、誰が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに線割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。

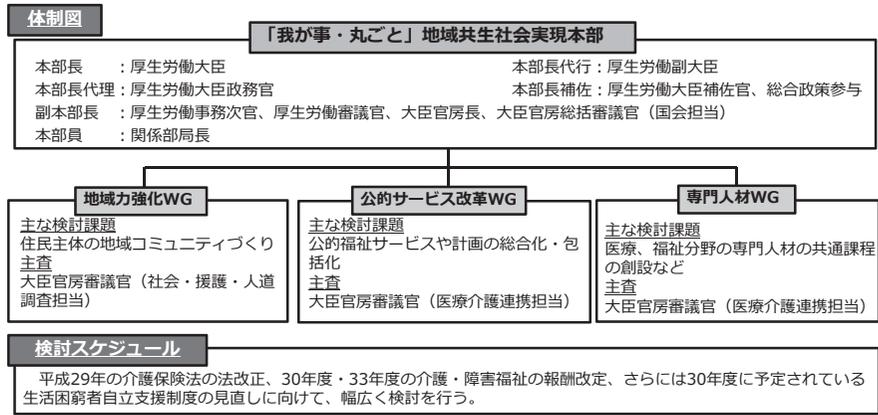
【具体的な施策】

- ・地域支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住居に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を目指す体制づくりを推進し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携を図る。
- ・多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複続化した課題を受け止める。市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- ・医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。
- ・医療、福祉の業務種別と資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

施策	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	備考
地域課題の解決力の強化/複合化・一石二鳥の一体的提供/複続的な相談支援体制づくり		設置・人員配置や報酬体系の見直しを検討	複数資格を踏まえた対応を実施	相談支援体制づくりと地域課題の解決力強化について、モデル事業等を数回実施する中で制度設計を検討									2020年～2025年を目途に：地域課題の解決力を強化する体制 全国展開 総合的な相談支援体制 全国展開
医療、介護、福祉の専門資格における共通の基礎課程の検討/業務種別と資格の対応範囲の見直し			各資格の専門分野に関する専門/共通の基礎課程の検討	新たな共通の基礎課程の具体的な検討・議論	資格取得による業務範囲の拡大について、資格ごとに検討・議論								新たな共通の基礎課程の実施 ※共通の基礎課程が一部資格にとどまる場合には、業務範囲の拡大について慎重検討・取組実施 2021年度：新たな共通の基礎課程の実施
			有資格者から複数資格取得を支援	可選な資格から複数資格取得を支援	単位の拡大について、資格ごとに検討・議論								可選な資格から複数資格取得を実施 ※共通の基礎課程の拡大も、取組開始に連携
													業務種別と資格の対応範囲の見直しを踏まえて検討・実施

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について（平成28年7月15日設置）

趣旨
地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。



地域力強化検討会中間とりまとめの概要
～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

平成28年12月26日公表

厚生労働省資料

<p>【現状認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢・人口減少 ・地域の存続の危機 ・一人、モノ、お金、思いの循環が不可欠 ・課題の複合化・複雑化 ・社会的孤立・社会的排除 ・地域の福祉力の脆弱化 	<p>【進めている取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生・地域づくりの取組 ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援 	<p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識醸成 <ul style="list-style-type: none"> ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加 ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり ○生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒くらしとしごとを「丸ごと」支える ○地域の持つ力と公的な支援体制が協働して初めて安心して暮らせる地域に
<p>1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】 <ul style="list-style-type: none"> ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌 ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加 ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識 ○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】 <ul style="list-style-type: none"> ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民 ・しかし、支援につながられる体制がなければ、自ら解決するか、気にならなくても声をあげることができないままにせざるを得ない ・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等 2. 市町村における包括的な相談支援体制 <ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応 ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要 ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す ○協働の中核を担う機能が必要【3】 <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働」による包括的支援体制構築事業（28年度5億円） ※ 平成28年度に26自治体が実施、自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関で連携している。 	<p>3. 地域福祉計画等法令上の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉計画の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・1、2の我が事・丸ごとの体制整備を記載 ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ ○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスが必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象 ・支え手側と受け手側に分かれない（一億プラン） ○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討 <ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務を有する者が、住民の協力が得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報共有が難しい。 4. 自治体等の役割 <ul style="list-style-type: none"> ○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき ○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法 ○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。 	

ソーシャルワークの機能

○「我が事・丸ごと」を実現していくためには、**①制度横断的な知識を有し、②アセスメントの力、③支援計画の立案・評価、④関係者の連携・調整、⑤社会資源開発ができるような、包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべきである。**

○ソーシャルワーカーの養成や配置については、国家資格としての現在の養成カリキュラムの見直しも含めて検討すべきである。人材の確保、定着についても、必要な措置を講じるべきである。

「地域力強化検討会中間とりまとめ」

地域共生社会の実現に向けた取組の推進
(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案における社会福祉法改正案)

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様な複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)
- (＊) 例えば、地域住民ボランティア 地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

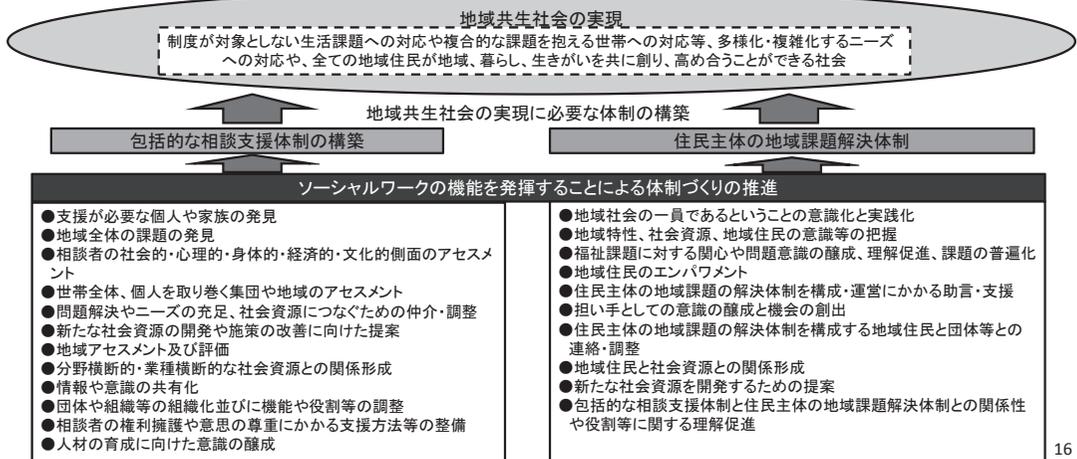
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

今後、ますます求められるソーシャルワーク機能

社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(第9回)平成29年2月7日開催

○ソーシャルワークには様々な機能があり、地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制の構築」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進するにあたっては、こうした機能の発揮がますます期待される。



ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる実践能力について

第10回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 資料（平成29年3月28日）

論点

「包括的な相談支援体制」を構築・維持するためのソーシャルワーク機能を社会福祉士が発揮するために、具体的にどのような実践能力が必要となるか。

論点に対する考え方

- 高齢分野や障害分野、生活困窮者自立支援制度、「我が事・丸ごと」の地域づくり等、様々なところで言及されている「包括的な相談支援体制」を構築・維持していくにあたっては、個人や世帯にとどまらず、地域全体をアセスメントすることによって新たなニーズや地域課題を発見し、課題解決に向けて社会資源の調整や開発並びに地域づくりを行うといった機能が必要となる。それらの機能に関する職務を効果的に遂行するためには、一定の価値・知識・技術が必要となる。
- 社会福祉士の養成カリキュラムは、「総合的かつ包括的な相談援助の理念に関する知識と方法」、「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」、「実習・演習」及び「サービスに関する知識」から構成されており、ソーシャルワークの基本的な展開過程（ケース発見、受理面接、スクリーニング、アセスメント、支援計画の策定、支援の実施、モニタリング、効果測定、終結、アフターケア）及び社会資源の開発に関する知識及び技術を理解し、修得するものとなっている。
- また、地域力強化検討会中間とりまとめにおいては、「我が事・丸ごと」を実現するためには、制度横断的な知識を有し、アセスメントの力、支援計画の策定・評価、関係者の連携・調整、資源開発までできるような、包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべきである。また、ソーシャルワーカーの養成や配置等については、国家資格として現在の養成カリキュラムの見直しも含めて検討すべきである。」とされている。

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる実践能力について

第10回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 資料（平成29年3月28日）

論点に対する考え方

- こうしたことを踏まえると、社会福祉士には、養成課程において修得したソーシャルワークに関する知識・技術を統合して実践することによって、包括的な相談支援体制の構築及び維持に必要なソーシャルワーク機能を発揮するための役割を担うことが期待される。
- 包括的な相談支援体制の構築及び維持に向け、今後、特に社会福祉士が担う必要のある具体的な役割とそのために必要となる知識及び技術を整理すると、以下の通りと考えられる。
- ① 個人、世帯、集団及び地域のニーズの発見及びアセスメント
 - 個人や世帯の多様なニーズや課題に対して適切な支援を提供し、活用可能な社会資源を調整するためには、解決が必要なニーズを確定し、支援の目標を設定することが重要となる。また、支援が必要な人と環境との相互作用に着目し、個人を取り巻く集団や地域のアセスメントも重要となる。
 - 個人や世帯のアセスメントは、各種サービスの利用に合わせて社会的、身体的、心理的、経済的等の側面から情報収集が行われているが、地域アセスメントや地域課題の解決に向けた取り組みは十分とは言えず、更なる取り組みが求められる。
 - そのため、社会福祉士は、自治会や住民の身近な地域における住民同士の関係性や地域活動への参加状況、集合住宅や新興住宅地など住まいの状況と生活問題との関係、医療・保健・福祉等の機関、社会資源、人口動態等について把握し、その地域において解決すべき地域課題の内容や優先度を明らかにする役割が求められる。

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる実践能力について

論点に対する考え方

第10回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 資料（平成29年3月28日）

- このような役割を果たすため、社会福祉士には、他の専門職と協働し、地域特性、社会資源、人口動態等を把握するとともに、インタビュー調査法等によって地域住民の生活課題やニーズのありのままの状況を質的に把握し、質問紙調査法等によって地域住民やサービス利用者のニーズを量的に把握するための知識と技術を統合し実践する能力が必要となる。
- また、地域には、自分から支援を求めることができない人、自分から相談に来ることができない人、社会資源やサービスの存在を知らない人、社会的に孤立した状態にある人などが存在している。
- そのため、社会福祉士は、相談者が支援を求めてくるのを待つのではなく、他の専門職と協働して積極的に潜在的なニーズや地域課題を発見する役割を果たすことが求められる。
- このような役割を果たすため、社会福祉士には、情報を得やすい環境整備を行い、地域アセスメントや調査結果並びに関係者からの情報提供を踏まえてアウトリーチの対象や方法を決定し、支援対象者のアセスメントを改めて実施し、具体的なサービスや社会資源の利用につなぐための知識と技術を統合し実践する能力が必要となるのではないかと。

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる実践能力について

論点に対する考え方

第10回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 資料（平成29年3月28日）

- ② 分野横断的な社会資源の調整及び支援体制・地域づくり
- 地域には公私の様々な社会資源が存在しており、それぞれ求められる役割を果たしている。一方で、個人や世帯及び地域のニーズや課題は複合的であり、高齢、障害、子どもといった福祉関係だけでなく、多岐にわたる分野の公私の社会資源の業務実態や役割を踏まえた協働体制を構築する必要がある。
- そのため、社会福祉士は、他の専門職と協働して分野横断的な社会資源の業務内容等の実施状況を把握し、ニーズに対して適切な社会資源をつなぐ役割を果たすことが求められる。
- このような役割を果たすため、社会福祉士には、他の専門職と協働し、福祉分野だけではなく、多岐にわたる分野の公私の社会資源の業務実態や強みを把握して支援が必要な人や解決すべき地域課題に対して適切な社会資源であるかを見極め、協力を得るための交渉を行い、支援が必要な人やニーズと社会資源との仲介（コーディネート）や調整（マネジメント）を行うための知識と技術を統合し実践する能力が必要となるのではないかと。

社会福祉法改正 (平成27年4月3日提出 第189回国会(常会)提出法律案。平成28年3月31日可決成立)

社会福祉法等の一部を改正する法律案

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、
 ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
 ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

- (1) 経営組織のガバナンスの強化
 - 議決機関としての評議員会を必置 (小規模法人について評議員定数の経過措置)、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等
- (2) 事業運営の透明性の向上
 - 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等
- (3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資)
 - 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
 - 「社会福祉充実残額(再投下財産額)」(純資産の額から事業の継続に必要な財産額(※)を控除等した額)の明確化
 ※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
 「社会福祉充実残額」を算出する法に對して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付けず
- (4) 地域における公益的な取組を実施する責務
 - 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定
- (5) 行政の関与の在り方
 - 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

社会福祉充実残額の有無に関わらず、
 すべての社会福祉法人が対象

2. 福祉人材の確保の促進

- (1) 介護人材確保に向けた取組の拡大
 - 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大 (社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加)
- (2) 福祉人材センターの機能強化
 - 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等
- (3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等
 - 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入等
- (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し
 - 退職手当金の支給率を長期加入者に配慮したものに見直し
 - 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
 - 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年4月1日 (1の(2)と(3)の一部,(4),(5)の一部,2の(1),(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日)

1. 社会福祉法人制度の改革

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 議決機関としての評議員会を必置 (※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける)
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等
- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表・現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等
- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(社会福祉充実残額)を明確化
 ※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の創・換付) 等
- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定
 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

社会福祉充実残額の有無に関わらず、すべての社会福祉法人が対象

別添1 社会福祉士養成カリキュラムの見直しにむけて(抜粋)

【養成時間の上限とジェネリックな視点からの科目の見直し】

現行の社会福祉士養成制度(4年生だけでなく、1年制の養成課程も存在する)を前提とすると、現行の養成教育の総時間数(1200時間)を増やすことは必ずしも容易ではない。そのため、上述した実習時間の増加に対応して、講義科目(現行19科目)を精選・統合して、それらの時間枠を減らす必要がある。その際、「ジェネリックな視点」を重視する必要がある。

【ソーシャルワークの実践力を身につける】

現在の社会福祉士養成の講義科目は細分化されすぎているだけでなく、現行法・制度やサービス提供方式の解説に偏重しているが、これについての知識は、法制度の改正により、すぐに陳腐化してしまう。そのため、講義科目では「実践力」の習得を旨として、「相談援助論(ソーシャルワーク論)」の比重を増やすべきである。併せて、人権、社会福祉の価値や目的に関わる教育を重視すべきである。

【教育目標の明確化と講義科目と演習の関連】

社会福祉士と精神保健福祉士の養成教育では講義と演習を関連させた内容にしていく必要がある。特に演習教育の単位認定にあたっては、教育目標を明確にして、学生がその技術等の習得ができたか否かを授業の質的保障にすることが不可欠である。

【多職種連携とケアに関する科目】

福祉・保健医療等の分野内での多職種連携を強めるため、社会福祉士と精神保健福祉士の養成教育では、多職種連携についての科目を設置すると共に、ケア(介護・保育等)についての教育もしっかりと位置づけるべきである。

【社会福祉士と精神保健福祉士の共通化について】

現行の社会福祉士・精神保健福祉士の教育内容には重複している部分が多いため、両資格の科目の共通化・読み替えをさらに進め、それにより多くの学生やソーシャルワーカーが両資格を取得できるようにすべきである。これは、「新福祉ビジョン」が提起している「福祉資格保有者が他資格を取得する際の試験科目の免除や複数資格の取得を容易にするための環境整備(21頁)」である。

別添2 社会福祉士養成教育における実習教育の運用等について

3 改善の方向性

○ 社会福祉士の実践力を向上するために、養成教育における実習時間は現行の180時間から相当増やす(例:90時間)とともに、複数の施設・事務所での実習を義務化すべきである。この実習には3・4年時に行う現行の「専門的実習」に加えて、多くの大学がすでに実施している1～2年次の「基礎的実習」(見学実習、フィールドワーク等)も加えるべきである。さらに実習配属先の指定要件の大幅緩和も必要である。通信・夜間課程の社会人学生で、福祉施設で働いている者への実習時間面での配慮も必要である。

平成28年度 地域共生社会の創造に向けたコミュニティソーシャルワーカー養成研修の基盤構築事業
(赤い羽根福祉基金助成事業) 日本社会福祉士養成校協会

本事業実施の背景と目的

平成27(2015)年、厚生労働省が公表した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(以下、「新福祉ビジョン」)を皮切りに、平成28(2016)年6月に閣議決定された「一億総活躍プラン」に基づき、厚生労働省に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置された。とりわけ、地域共生社会の実現においては、具体的な施策実施の中心的な担い手として、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人、NPO法人等が期待されている。

中でも、社会福祉協議会ではこれまで、各都道府県・指定都市でコミュニティソーシャルワーカー(以下、「CSW」)の養成研修を行ってきた。CSWには、要支援者に対する見守り・発見・関係機関へのつなぎなどの支援体制を作ることや、制度の狭間にある要支援者への対応、地域住民活動との協働、新たな社会資源の開発などが役割として求められる。

日本社会福祉士養成校協会(本協会)では、新福祉ビジョン等の国の動向や今日の福祉施策や支援ニーズの状況等を踏まえ、社会福祉士養成教育内容の見直しに向けた検討を開始したが、地域における包括的な支援を担う社会福祉士等福祉人材の実践力を強化するためには、養成段階で地域を基盤とした支援に関する知識や技術レベルを高めるとともに、社会福祉協議会等の実践現場における支援の実際を学ぶ包括的な総合実習や、国家資格取得後の研修機会の場を確保していく必要があると考えている。このことは今後、包括的な福祉サービス提供・支援を実施できる人材を養成する上でも極めて重要となる。

平成24(2012)年のCSWに関する調査*によると、全国の都道府県及び指定都市の社会福祉協議会のうち、都道府県社協では9社協が、指定都市では23社協がCSW養成研修を実施していないと回答しており、地域共生社会の実現にむけた取り組みを全国で限無く展開するためにも、すべての都道府県等においてCSWが養成され、CSWの実践力の強化・充実とともに人材の継続的な量確保も図っていく必要がある。

そのためには、社会福祉協議会がもつ実践に関する知見・組織力・人材養成機能・実践フィールドと本協会や地域福祉学会がもつ教育・研究者・学生・学校施設等、そして専門職団体もつ知見等、様々な資源を合わせ、CSW養成研修の共通・標準化や実施体制基盤を構築していく必要がある。

本事業は、CSWに関する有識者によるCSW養成研修の内容に関する調査・研究を行い、共通テキストの開発と全国で展開できる研修実施体制の基盤を確立するとともに、それらの内容を社会福祉士等ソーシャルワーカー養成教育にフィードバックし、いわば産・学が連携したCSW人材養成の好循環モデルを構築することを目的に実施するものである。

*「コミュニティソーシャルワーカー(地域福祉コーディネーター)調査研究事業報告書」(野村総合研究所、平成25年3月)

平成28年度 地域共生社会の創造に向けたコミュニティソーシャルワーカー養成研修の基盤構築事業
(赤い羽根福祉基金助成事業) 日本社会福祉士養成校協会

本事業の概要

本事業は平成28年度～平成30年度までの3ヶ年で事業実施を計画している。初年度(平成28年度)は、情報収集やヒアリングを実施し、研修プログラムやテキストの柱になるものを検討することを目標に検討を行った。

<平成28年度(1ヶ年度目)>

- CSWに関する文献やすでに実施されているCSW養成研修に関するプログラム等の資料を収集し、内容の検証を行いつつ、今日の状況を踏まえた研修内容に含むべき事項を整理し、新たな研修プログラムの検討を行う。
- CSW養成に先駆的に取り組んでいる社会福祉協議会等にヒアリングを行い、新たな研修プログラムの妥当性を検証する。
- 社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育における教育内容に対応させ、学生向けの養成テキストにも研修テキストの内容を対応させることを念頭に置きつつ、検討を行う。

<平成29年度(2ヶ年度目)※予定>

- 前年度の検討を踏まえ、CSW養成研修プログラムの成案を作成し、プログラム内容に対応させた研修テキストを作成する。なお、研修テキストは、本事業の連携・協力団体と共通で使用できる教材とする。
- CSW養成研修の全国展開に向けて、研修内容を教授する研修講師養成研修を実施し、研修講師の量的確保を行う。
- CSW養成研修の全国展開に向けた試行研修を全国3ブロック(地域)で実施する。実施は社会福祉協議会、養成団体、専門職団体、学会で委員会を組織して実施する。

<平成30年度(3ヶ年度目)※予定>

- 前年度に試行研修を実施していないブロック(地域)で、CSW養成研修の全国展開に向けた試行研修を実施する。実施は前年同様、社会福祉協議会、養成団体、専門職団体、学会で委員会を組織して実施する。
- CSW養成研修内容および実施体制に関する総括を行い、これからの養成研修のあり方について検討する。

平成28年度地域共生社会の創造に向けたコミュニティソーシャルワーカー養成研修の基盤構築事業(赤い羽根福祉基金助成事業)日本社会福祉士養成校協会

1) 事業委員会

- ・CSW養成研修に関する調査研究を行い、研修内容と実施体制についての検討を行う
- ・会員校(社会福祉士・精神保健福祉士養成校)だけでなく、地域福祉学会や全国社会福祉協議会、都道府県・市町村社会福祉協議会、専門職団体にも委員として協力していただく

No.	氏名	所属
1	委員長 原田 正樹	日本福祉大学教授・日本福祉教育・ボランティア学習学会会長
2	副委員長 中島 修	文京学院大学准教授
3	副委員長 空閑 浩人	同志社大学教授・本協会事務局局長代理
4	委員 高橋 良太	全国社会福祉協議会地域福祉部長・日本地域福祉学会事務局参与
5	委員 勝部 隆子	愛知県社会福祉協議会福祉推進室長
6	委員 谷口 郁美	滋賀県社会福祉協議会事務局次長
7	委員 加山 弾	東洋大学教授・日本地域福祉学会事務局長
8	委員 藤井 博志	神戸学院大学教授
9	委員 野村 裕美	同志社大学教授
10	委員 所 めぐみ	関西大学教授
11	委員 竹田 匡	日本社会福祉士会・釧路町地域包括支援センター
12	委員 松本 すみ子	日本精神保健福祉士協会・東京国際大学教授
13	委員 坂本 智代枝	日本精神保健福祉士養成校協会・大正大学教授
14	委員 川井 太加子	桃山学院大学教授
15	顧問 上野谷 加代子	同志社大学教授・本協会副会長・日本地域福祉学会会長
16	顧問 中谷 福明	松山大学教授
17	協力員 渡辺 裕一	武蔵野大学准教授・日本地域福祉学会事務局参与
18	協力員 藤沼 裕男	日本社会事業大学・日本地域福祉学会事務局次長
19	協力員 尾崎 百合香	東京都社会福祉協議会地域福祉部
20	協力員 萩田 藍子	兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所副部長
21	事務局 小森 敦	日本社会福祉士養成校事務局次長
22	事務局 木下 めぐみ	日本社会福祉士養成校事務局企画係長

2) 都道府県社会福祉協議会研修検討チーム

- ・都道府県社会福祉協議会が実施しているCSW研修等について、資料収集を行う
- ・CSW養成に先駆的に取り組んでいる社会福祉協議会等にヒアリングを行う

No.	氏名	所属
1	リーダー 藤井 博志	神戸学院大学教授
2	委員 谷口 郁美	滋賀県社会福祉協議会事務局次長
3	委員 野村 裕美	同志社大学教授
4	委員 所 めぐみ	関西大学教授
5	委員 川井 太加子	桃山学院大学教授
6	委員 尾崎 百合香	東京都社会福祉協議会地域福祉部
7	委員 萩田 藍子	兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所副部長

3) 介護、障害分野等関連領域研修検討チーム

- ・介護支援専門員や相談支援専門員、生活困窮者自立支援制度における相談支援員等の研修プログラムについて資料収集を行い、CSW養成研修の柱立てを検討する

No.	氏名	所属
1	リーダー 中島 修	文京学院大学准教授
2	委員 空閑 浩人	同志社大学教授・本協会事務局局長代理
3	委員 高橋 良太	全国社会福祉協議会地域福祉部長・日本地域福祉学会事務局参与
4	委員 加山 弾	東洋大学教授・日本地域福祉学会事務局長

3) 地域福祉コーディネーターやCSWの配置状況

① 配置の有無

	社協数	%
専任で配置している	152	10.4
他業務と兼任で配置している	624	42.8
配置していない	672	46.1
無回答	9	0.6
全体	1,457	100.0

② 地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの兼任の状況

	全体	あり	なし	無回答
コミュニティワーカー(地域担当)との兼任	624	377	225	22
生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)との兼任	624	158	439	27
生活困窮者自立支援事業の相談支援員との兼任	624	149	449	26
その他の業務と兼任	624	530	74	20
全体	100.0	84.9	11.9	3.2

上段: 社協数、下段: %

出典: 全国社会福祉協議会「社会福祉協議会活動実態調査報告書 2016」(速報)

3. 都道府県社会福祉協議会へのヒアリング

収集した研修資料を参考にCSW養成に先駆的に取り組んでいる社会福祉協議会を選定し、研修担当者に対して、ヒアリングを実施した。

収集した資料を分析した結果、特に、研修プログラム、研修方法や体制、受講対象者、研修講師の確保等について、各地で特徴があると見受けられたため、これらの点をヒアリング項目に含めた。

	対象者	日程	時間	場所
1	東京都社協	平成29年1月30日(月)	13:30～17:00	兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所
2	奈良県社協			
3	兵庫県社協			
4	宮崎県社協	平成29年2月27日(月)	9:30～12:00	宮崎県福祉総合センター
5	長野県社協	平成29年2月14日(火)	10:30～12:00	長野県社会福祉協議会

※東京都、兵庫県、奈良県については、相互にヒアリングを行う形式で実施した

2)ヒアリング項目

①都道府県社協の研修運営について

- ・担当部署、他の部署との連携
- ・地域福祉支援計画、都道府県社会福祉協議会中期計画の位置づけ
- ・財政、研修スタッフ、講師等の課題

②研修カリキュラムについて

- ・研修目的
- ・研修対象
- ・研修カリキュラムの内容
- ・階層別の有無
- ・研修内容の単元と考え方
- ・課題と改善方法

③研修方法と採用理由

- ・事前課題
- ・研修形態(講義・演習)
- ・演習方法とその評価
- ・個別支援ケースの演習方法
- ・地域支援(コミュニティワーク)の演習方法
- ・地域課題化演習の方法
- ・現場の管理職へのフィードバック

④研修評価、効果測定の方法

- ・研修当日の評価とその方法
- ・研修後の事後調査

⑤その他、今後の課題

4. 関連分野の研修内容の資料収集

福祉現場では、介護支援専門員をはじめ、様々な職種において、それぞれの研修が行われている。今回は、介護支援専門員、主任介護支援専門員、生活支援コーディネーター、相談支援専門員等の職種の研修体系、研修内容について、下記の資料収集を行った。

表2：関連分野の研修内容の資料収集結果

1	高齢	「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正について	平成27年2月12日	厚生労働省
2		介護支援専門員研修体系(H28年度以降)チャート図		
3		主任介護支援専門員更新研修ガイドライン(案)	平成27年3月	厚生労働省
4		主任介護支援専門員ハンドブック ステップアップのための育成・実践ツール	平成24年7月20日	京都府介護支援専門員会
5		平成28年度生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)指導者養成研修		厚生労働省
6	障害	大阪府における相談支援専門員の専門研修カリキュラム		大阪府
7		平成28年度第2回東京都相談支援従事者初任者研修カリキュラム(案)		東京都
8		相談支援に係る業務実態調査報告書<概要版>	平成26年3月	日本相談支援専門員協会
9		滋賀県相談支援従事者(初任・現任)研修資料		滋賀県
10	生活困窮	生活困窮者自立支援制度人材養成研修		厚生労働省
11	保健師	実践力向上を目指した公衆衛生看護学実習の展開ー保健師教育におけるミニマム・リクワイアメントー 全国保健師教育機関協議会版(2014)を活用してー	平成27年6月	全国保健師教育機関協議会
12	児童	滋賀県児童福祉に関する指定講習会		滋賀県
13	その他	地域力強化検討会中間まとめ	平成28年12月	厚生労働省

平成28年度 地域共生社会の創造に向けたコミュニティソーシャルワーカー養成研修の基盤構築事業報告書
(赤い羽根福祉基金助成事業) 日本社会福祉士養成校協会

1. 本年度の成果について

1) 委員会での主な意見

- ・都道府県、指定都市社会福祉協議会が実施している研修は、個別援助を中心にし、社会開発まで触れているプログラムが多く、コミュニティワークや地域援助技術の部分が弱い印象がある
- ・個別から地域を支援してためには、グループワークの展開方法などの技術を習得することが必要
- ・理念先行ではなく、実践に基づいた研修を構築していくことが重要ではないか
- ・CSW実践は幅が広く、研修だけでは十分に伝えられないため、事前・事後課題の設定も必要ではないか
- ・CSW個人の力量を向上させることも必要であるが、動ける環境、仕組みづくりも同時にしていかななくてはならない
- ・将来的には、認定社会福祉士や上級社会福祉士等の専門職団体の研修とリンクさせることも検討してはどうか
- ・研修対象者は、社会福祉協議会職員を対象にするのか、社会福祉法人の施設職員等も含めるのか議論が必要
- ・次年度はモデル事業であるので、ペースを揃えるためにも社会福祉士、精神保健福祉士国家資格有資格者を対象にしてはどうか
- ・現行の社会福祉士、精神保健福祉士養成カリキュラムにも「地域福祉の理論と方法」の科目があり、その科目との違いはなにか示す必要がある
- ・研修の効果を考えると、研修対象者は一定の実務経験歴があった方が良いのではないか
- ・地域アセスメントだけでなく、自分の組織のアセスメントを行う力量も必要ではないか

2. 次年度の検討内容とスケジュール

1) 次年度の具体的な検討事項

本年度検討した内容を踏まえ、次年度以降にCSW研修を試行するための具体的な検討を2つのチームに分かれて実施することにする。

① プログラム・テキスト検討チーム

- ・CSW研修のコンピテンシーを明確にし、研修(テキスト)の柱を検討する
- ・既存のCSW研修プログラムを参考にしつつ、新たなCSW研修プログラムの内容を検討する

② 研修体制検討チーム

- ・開催要項を作成し、研修の周知を行う
- ・社会福祉士、精神保健福祉士養成カリキュラムに落とし込むことを念頭におきつつ、各都道府県で研修が開催できるような仕組みを検討する
- ・研修の講師養成について検討する

平成28年度 地域共生社会の創造に向けたコミュニティソーシャルワーカー養成研修の基盤構築事業報告書
(赤い羽根福祉基金助成事業) 日本社会福祉士養成校協会

おわりに

本事業は、今後社会から求められるCSW等地域における包括的な支援や支援ニーズの掘り起こしを担う人材養成を社会福祉協議会がその中心的な役割を担うことを想定し、「実践現場」「学会等学術」「養成機関」「専門職」の4者が連携・協力し合い、人材養成の総合力を高めていくことを目的として実施している。これは、従来の「情報の共有」レベルに留まっていた連携から、共通のツールを共有・活用することによって、より実効性が高い「組織間連携・協働」を志向することで、研修等事業のアウトカムの最大化をめざすものである。今後の福祉業界内における連携のあり方についても、人材養成以外の部分でも相応のインパクトや関係性の強化を図ることが期待できるものと認識している。

総合的な人材養成の仕組みは、実践現場へのメリットに留まらず、実践現場で得られた知見を学術(学会)が検証を行いながら、結果が養成教育にフィードバックされ、最終的には専門職の専門性の向上につながるようになる。

例えば、これまで社会福祉士・精神保健福祉士養成校に在学し、児童、高齢、障害といった分野論に興味を持つ学生が「地域を基盤とした支援」に結びつける必要性に気づくと、生活圏域である「地域」に関心が向き、実習等カリキュラム以外でもボランティア活動などを通じた地域との関わりが生まれることが期待できる。実践現場と学生との接点が多くなることは、養成段階における教育がより実践的に強化されることにもつながる。

本年度は、CSW研修の基盤構築のために基礎資料を収集し、それを基に検討を行った。次年度は、CSW研修の施行に向けて、研修プログラムの構築やテキストの作成を行う予定である。

本事業の実施にあたり、多くの養成校や専門職団体、関係団体等にご協力をいただいた。ここに深く感謝申し上げますとともに、引き続き、本事業へのご協力をお願い申し上げます次第である。

平成29年3月 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会

ソーシャルワーカー養成に求められる視点～養成校の視点から～

- 地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる人材の養成が急務である。
⇒社協や地域包括支援センター、行政職員等のみでなく、社会福祉法人改革にもあるように社会福祉法人等もこの視点が必要。
- 制度ではなく、ニーズを起点にした複合的課題や制度の狭間にも対応でき、家族全体を捉えることができる分野横断的に課題解決に取り組むことのできる人材の育成が重要。
⇒地域包括ケアの視点と個人のニーズから支援を変えていく「地域づくり」
- 多分野多領域と連携・協働して支援に取り組むことのできる人材育成
⇒就労支援、居住支援、権利擁護など多領域との連携協働は不可欠
- 現場での多職種連携の必要性から、ソーシャルワーカー養成課程における医療・保健等の専門職養成との基礎課程の共通化・共通科目の検討
- 地域を基盤としたソーシャルワークを学ぶ地域実習の導入と実習時間数の増加が重要
⇒ソーシャルワーク教育団体連絡協議会新福祉ビジョン特別委員会最終報告書「ソーシャルワーカー養成教育の改革・改善の課題と論点」(2016年8月30日)
- 「地域共生社会の創造に向けたコミュニティソーシャルワーカー養成研修の基盤構築事業」ソ教連、によるCSW養成研修の確立とテキスト作成

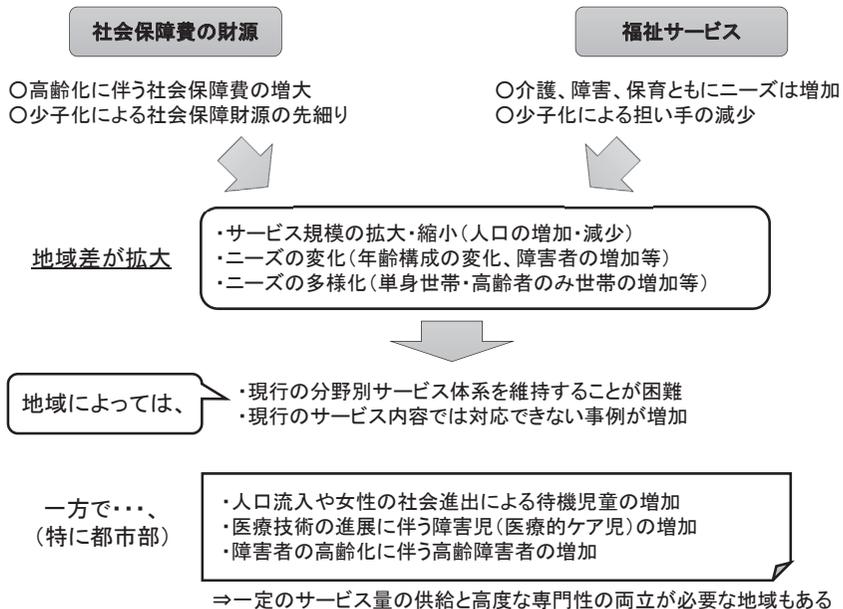
「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現と ソーシャルワーカーに期待される役割

川崎市健康福祉局企画課

竹田 幹雄

(学部2000年・院前期2002年卒)

社会福祉を取り巻く状況



「我が事・丸ごと」地域共生社会とは

新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン（平成27年9月）

- 背景・課題
 - ①福祉ニーズの多様化・複雑化
 - ②高齢化の中で人口減少が進行
- 4つの改革
 - 1. 新しい地域包括支援
 - 2. 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供
 - 3. 効率的・効果的なサービス提供のための生産性向上
 - 4. 総合的な人材の育成・確保

「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)（平成29年2月）

- 背景と方向性
 - ①公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換
 - ②「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換
- 改革の骨格
 - 1. 地域課題の解決力の強化
 - 2. 地域丸ごとのつながりの強化
 - 3. 地域を基盤とする包括的支援の強化
 - 4. 専門人材の機能強化・最大活用

ポイント

- ・分野別のサービス種類の統合
- ・分野別の専門職種・資格の統合
- ・地域住民の参画促進

包括的支援の課題

課題① 専門性

- ・高齢、障害、児童等には、それぞれに支援の専門性があるが、どこまで共通化・共有化できるか？
- ・支援が困難なニーズ(医療的ケア、行動障害、反社会的行為等)に、どのように対応していくか？

課題② 地域住民の実態

- ・住民参加への意識が希薄化する中で、地域主体の取り組みがどの程度進められるのか？

【地域活動やボランティア活動に参加しない理由】

- 人と接するのが苦手 9.9%→14.3%
- そのような活動はしたくない 3.0%→ 5.9%
- 行政が事業者が行えばよい 1.4%→ 2.2%

【市民が取り組むべきこと】

- 住民同士の助け合いの意識の向上 47.4%→40.9%
- ボランティアや地域で活動する人を増やすこと 29.8%→23.0%

(川崎市地域福祉実態調査・H22→H28)

課題③ 制度の狭間への対応

- ・顕在化しにくい課題(虐待や暴力、意欲の喪失、ひきこもり等)に適切に対応できるか？
- ・地域社会に受け入れられにくい課題(犯罪や反社会的行為、多重債務、望まない妊娠等)にどこまで対応することができるか？

地域マネジメントの視点(ニーズの把握と資源の調整)

①地域のニーズに応じた支援体制の構築

- ・すべての地域であらゆるニーズに対応できる支援体制を構築することは困難
- ・地域のニーズを的確に把握し、自らの地域にどのような支援が必要かを検討することが必要
- ・地域のニーズに対応しきれない場合は、どのような対応策をとるかも合わせて検討(他分野との連携、広域的な対応、新たな資源の開発等)

②地域との対話(公・民の役割分担)

- ・すべてのニーズを公的サービスで対応することは不可能であり、好ましくない
- ・一方で、インフォーマルな資源に過度に依存することも適切ではない
- ・何をどこまでインフォーマルサービスが担うべきか、地域住民との対話が必要
- ・地域で担えない部分については、公的な対応を選択肢として用意することが行政には必要
- ・ただし、公的サービスのあり方は、必ずしも公的制度による対応だけではなく、社会福祉法人やNPO法人等による取り組みも含めて検討することが必要であり、その点においても地域との対話が必要

これらの検討・調整を、誰がどのように担っていくのか？

社会福祉専門職への期待

新たな福祉ビジョンが求める人材像

- ・すべての分野に精通した特別な存在である必要はない
- ・幅広い、ただし基本的な知識を有した上で、適切な見立方や調整力、創造的な企画力、そして何よりフットワーク軽く行動する力が求められる

⇒顕在化しているニーズ、社会的に受容・共有されるニーズには有効

潜在化しているニーズ・少数のニーズ・解決困難なニーズをどうするのか？

- 解決困難なニーズほど把握されにくく、社会から排除されて潜在化する
 - 施設や病院への長期入所・入院 …その背景が埋没していないか？
 - 暴言・暴力、不衛生、ひきこもり …個人の問題としてだけ捉えていないか？
 - 国籍・人種、宗教、家族構成 …論点化するのを避けようとしていないか？

○こうしたニーズを発見し、社会の中で円滑な解決に導くためには、
社会問題を見極める洞察力と、その問題を受け止める価値観・倫理観が必要

○個人と個人の関係で解決するのではなく、社会に問いかけ、
社会として支援する形をつくっていくことが、自立した生活につながっていく

⇒ 顕在化しているニーズ・現行の制度についても、
社会の現実を的確に捉えているか、絶えず評価することが必要